

平成29年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成29年9月29日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第102号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第103号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 市有財産の譲与について
- 第 4 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第108号 市道路線の認定について
議第109号 市道路線の廃止について
議第110号 村上市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について
議第111号 蒲萄スキー場圧雪車購入契約の締結について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第113号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）
議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第116号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）
議第117号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第122号 平成28年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第123号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第124号 平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第125号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第126号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第 1 2 9 号 平成 2 8 年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 0 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 1 号 平成 2 8 年度村上市上水道事業会計決算認定について
第 8 議第 1 3 2 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 4 号）
第 9 議員発議第 7 号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
議員発議第 8 号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
第 1 0 議員発議第 9 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
第 1 1 議員発議第 1 0 号 改正後の「組織的犯罪処罰法」を廃止することを求める意見書の提出について
第 1 2 議員派遣の件
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 議第 1 0 2 号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第 1 0 3 号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第 1 0 4 号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 0 5 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 0 6 号 市有財産の譲与について
追加日程第 1 議員発議第 1 1 号 賠償額決定の議決について
日程第 4 議第 1 0 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5 議第 1 0 8 号 市道路線の認定について
議第 1 0 9 号 市道路線の廃止について
議第 1 1 0 号 村上市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について
議第 1 1 1 号 蒲萄スキー場圧雪車購入契約の締結について
議第 1 1 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 1 1 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 6 議第 1 1 4 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 3 号）
議第 1 1 5 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議第 1 1 6 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第 1 1 7 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 1 8 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 1 9 号 平成 2 9 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 0 号 平成 2 9 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議第 1 2 1 号 平成 2 8 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 2 号 平成 2 8 年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 3 号 平成 2 8 年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 4 号 平成 2 8 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 5 号 平成 2 8 年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 6 号 平成 2 8 年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 7 号 平成 2 8 年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 8 号 平成 2 8 年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 9 号 平成 2 8 年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 0 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 1 号 平成 2 8 年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 議第 1 3 2 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議員発議第 7 号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
- 議員発議第 8 号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 1 0 議員発議第 9 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第 1 1 議員発議第 1 0 号 改正後の「組織的犯罪処罰法」を廃止することを求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 議員発議第 1 2 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 日程第 1 2 議員派遣の件

○出席議員（26名）

1 番	小 杉 武 仁 君	2 番	河 村 幸 雄 君
3 番	本 間 善 和 君	4 番	鈴 木 好 彦 君
5 番	稲 葉 久 美 子 君	6 番	渡 辺 昌 君
7 番	尾 形 修 平 君	8 番	板 垣 千 代 子 君
9 番	鈴 木 い せ 子 君	1 0 番	本 間 清 人 君

11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	山田和浩君
自治振興課長	川崎光一君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	加藤良成君
農林水産課長	山田義則君
商工観光課長	竹内和広君
建設課長	中村則彦君
都市計画課長	東海林則雄君
下水道課長	早川明男君
水道局長	川村甚一君
会計管理者	中村るみ子君

農業委員会 事務局 長	小	川	寛	一	君
選管・監査 事務局 長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、12番、小杉和也君、25番、板垣一徳君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告について申し上げます。最初に、台風18号の北上に伴い、9月17日深夜から18日朝方にかけて強風が吹き荒れ、市内全域で倒木が確認されたほか、建物の一部及び車両の破損など被害報告を受けております。なお、幸いにして人身に伴う被害報告は確認されておりません。また、倒木等についての報告につきましては、担当課におきまして即日処置を行っております。

次に、公務中の職員による交通事故の報告についてであります。平成29年9月14日午後5時10分ごろ、胎内市笹口浜地内、国道113号線において研修のため出張した帰路の途中、非常勤職員が運転する車両が走行車線をはみ出し、対向車線を走行中の相手方車両に衝突したものであります。

現在相手方が入院中ということもあり、警察による事故現場実況見分も行われていないことから、事故の詳細につきましては事実関係が明らかになり次第ご報告をさせていただきます。被害を受けられました相手方及びそのご家族並びに勤務先に対しまして、心よりおわびを申し上げますとともに、市といたしましても誠心誠意対処させていただく所存であります。議員各位並びに市民の皆様方には大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことに対しまして、深くおわびを申し上げます。今後も交通法規の遵守及び交通安全の徹底により一層努め、公務員としてのモラルの意識を向上させ、一日も早く市民の皆様からの信頼回復を図れるよう強く指導をいたしてまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議第102号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第103号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議第106号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第102号から議第106号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第102号から議第106号までの5議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月14日及び15日の2日間にわたり、いずれも午前10時から第1委員会室において、14日は委員全員、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、15日は委員全員、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと委員会を開会いたしました。

初めに、第102号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、事故は船揚げ場での作業中か、船を揚げて固定していたときなのかとの質疑に、出漁を準備している中での事故で作業中ではないとの答弁。

また、委員より、その仕事現場に車が自由に出入りできるのかとの質疑に、ふだんは関係者以外立ち入りできないが、ごみの不法投棄などの巡視のために立ち入ったとの答弁。

また、委員より、個人で漁業を営んでいて所得があって、漁に出られなかった補償なのかとの質疑に、そのとおりです。単価は、共済会の算出によるものですとの答弁。

また、委員より、当事者である職員への責めはとの質疑に、議決後市長の諮問に応じて懲戒委員会を開き、処分を決定するとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、危険予知運転をふだんから励行していれば追突事故は起きないのでは。また、修理費は幾らかとの質疑に、修理費は47万5,265円です。事故が後を絶たず、職員に向けては事故の状況を発信している。今後さらに注意喚起をしますとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、利用料で村上体育館、朝日総合体育館、山北総合体育館、瀬波体育館が同一金額になると瀬波体育館が割高感があるように感じるのだがとの質疑に、体育施設はこのほか神林体育館、荒川体育館が別料金体系であるが、今回追加しようとする瀬波体育館はアリーナのほか、ステージ利用の団体がある見込みと判断したとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第105号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第106号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） おはようございます。ご苦労さまです。

委員長のほうに私、番外議員で出席していたものですから、ちょっと確認だけしていきたいのですが、私、番外議員でこの102号と103号の部分なのですが、その損害賠償についてのお金は支払われましたかということ聞いたときに、もう支払っておりますというやりとりがあったと思いますが、それはご存じですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 委員外議員で姫路議員の質問でそういう返事がありました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） そこで和解の議案が上程されているということは、大体は議会の議決が通ってから、議決されてから損害賠償等の支払いが施行されるということで私はおるわけでございますけれども、既に共済会から相手のこともあるしということでお支払いされたということで、それを悪いということではないのですが、ただ非常に議会の議決は何なのだと、和解議決についてはどうなのだと、もう決まって支払われているのではないのというところを追及していくと、非常に違和感を感じたわけですが、その辺は委員長は感じませんでしたか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 私の報告は委員長報告ですので、私の感じたことは今申し述べることは差し控えたいと思いますが、そして姫路議員から出たこの今の確かに委員外議員で書いてありますけれども、報告する必要もなかったので出しませんでした、私の考えはここで控えさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） それ違うと思うのです。委員長が内容について右か左かという話ではなくて、私の言うのは共済会から支払われているという事実があって、実際はそのための和解議決をしているわけですので、その辺で委員長としての考えというのは別に何を揺るがすものでもないし、報告を変えるものでも何でもないので、全然控えるとか、いつも委員長そういうふうに言って私からいけば逃げるような答弁していますけれども、私は全然構わないと思いますので、その辺しっかりと逆に答弁していただきたいと思いますが、いいですけども、もう一つ最後に地方自治法の第96条には「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」、しなければならないと書いてあるのです。その第1項13号に「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」、これは議会としてその額を定めるということに対して、これは当然理事者側からの提案がございますので、それがいいか悪いか、高いか安いのかも含めて、それを議決していくわけですが、その損害賠償の額を議会議決前に支払われているということは、ある意味では一つの自治体の議会とのあり方に対してみれば、ルールから少し逸脱しているような気がするのですが、そういうふうには思いませんか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 私がここで私の意見を述べると、議場の場にありますので、議長の判断をお願いしたいと思います。

○13番（姫路 敏君） 別に特別話したくなければ、話したくないでいいです。特別そういう問題でもないです。

ただ一つのルールがあって動いているものですから、それについてみれば我々の議決についてみれば、少し今今回102号、103号と2つの案件が続いてあったから、50万円以下だと専決事項におさ

まるので、そんなでもないですけれども、2つもあったものですから、私もちょっとこのたび勉強して委員長にちょっと質疑していただけたのですが、委員長がそういうことであれば、それはそれでよろしいです。ひとつよろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

姫路議員、何ですか。動議。では、続けてお願いします。

〔「動議出しますけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、続けてお願いします。

○13番（姫路 敏君） 動議の内容ですけれども、損害賠償額決定の議決についてを動議したいと思うのです。

「地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく損害賠償額の支払を議会議決の前に行う場合について、次のとおりとする。」ということで、1番目しかないのですが、「人身事故に伴う相手方との損害賠償関係の交渉及び支払について、その業務を公益社団法人全国市有物件災害共済会及び損害保険会社など専門機関に委託する場合は、損害賠償金を支払った後に議決を行うことができる。」ということで、恐らくこうすることによって理事者、そしてまた議会としても柔軟に対応できていくのではないかなということで、動議をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 賛成者おられますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ただいま姫路敏君から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。直ちに議会運営委員会を開催し、本動議の取り扱いについてご協議を願います。議会運営委員は、議長室にご参集をください。

午前10時15分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本動議の取り扱いについてご協議をいただきましたので、議会運営委員長からその協議の結果について報告を願います。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 本動議の取り扱いについて、先ほど開催されました議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げます。

出されました賠償額決定の決議についてでございますが、その内容、趣旨について議員の共通理解をいただくために、この間に議員全員協議会を開催したところでございます。意見書の提出の要件である所定の賛成者はそろっておりますので、これらのことから本動議を新たに議題、議員発議第11号として直ちに日程に追加し、提出者からの本動議の説明、質疑、討論の後、採決を行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 議員発議第11号 賠償額決定の議決について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、本動議を日程に追加し、議題といたします。

議案を配付させますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（三田敏秋君） 追加日程第1、議員発議第11号 賠償額決定の議決についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

13番、姫路敏君。

〔13番 姫路 敏君登壇〕

○13番（姫路 敏君） それでは、議員発議第11号 賠償額決定の議決についてということで上程いたしました。提出者は私、姫路です。賛成者は長谷川孝議員、そして大滝久志議員でございます。

内容を読み上げますと、賠償額決定の議決について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく損害賠償額の支払を議会議決の前に行う場合について、次のとおりとする。1 人身事故に伴う相手方との損害賠償関係の交渉及び支払について、その業務を公益社団法人全国市有物件災害共済会及び損害保険会社など専門機関に委託する場合は、損害賠償金を支払った後に議決を行うこと

ができるというものでございます。

これは、皆さんご存じのように今回の議第102号、そして103号に50万円を超える損害賠償ということで和解ということでの議案がございました。これが2個大体続いて出てきたわけですが、本来であれば96条の1項13号には、その損害賠償額を定めることということで、議会についてみれば金額を定めることを議決として地方自治法には載っております。そうなってくると、それを議決した後に支払うということが、何でもそうです、予算でもそうですけれども、それが通常でございます。予算決定した後に、その執行がなされていると。

しかしながら、相手がけがしていたり、入院していたりしているのに議会で議決した後なんていっても、和解した後なんていっても、なかなか思うように相手にも誠意も伝わらないだろうし、そういう意味からいうと我々の中では共済会とか、あるいはそれに類する保険会社がございますので、その専門員の方々にしっかりと動いてもらって、そして定例会のときにでも、その内容、和解したのであればその内容をしっかりと出してもらえれば、そこで議決をいただくということのほうが、人身事故に対してみると非常にうまくスムーズにいくだろうということがございます。ですから、今の状態だと地方自治法の96条に抵触するおそれがございます。したがって、それをしっかりと担保してやっていきたいということです。我々のやっていることは、しっかりとルールのもとに基づいてということを経営内で議決しておけばよろしいだろうということで、今回提案したものでございます。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） ご苦労さまでございます。

今ほど姫路議員のほうから提案理由述べられましたけれども、この配付の資料によりますと、人身事故に伴う相手方との損害賠償ということで、人身事故に限った一応内容になっていると思うのですが、今回の議第102号、103号に関しては人身事故とは言えない案件でありまして、そういうものに関しては逆にこの決議が有効になされないのかなというふうに私感じたものですから、そのようなことを発議者のほうから説明願えればと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 103号ですよね。

〔「102、103号です」と呼ぶ者あり〕

○13番（姫路 敏君） 102号というのは、人を傷つけているわけですよね。車で行ってロープで、ワイヤーで、医療費も支払っています。これは人身事故ですね。103号も人身事故ですよね、医療費等の支払いも。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 事故概要見ると車両の破損させたものということで、私としては人身事故というふうには受けとめなかったのだけれども、これ提案理由が人身事故に伴うということになると、例えば大規模な物損事故、最近でいうとコンビニに突っ込んだとか、そういうようなものに対しては今回提案された内容には入らないというふうに認識しているのですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） まず、人身事故を優先にして、そういった物損事故がもしあるようであれば、後日に追加で2番目として入れたら私はスムーズにいくと思います。まず、先に申し上げたいのは、最初に交通事故等はありません、職員の交通事故等も多々ふえております。相手を傷つけた場合、即刻動けるような体制というのが一番だろうと、私はそういうふうに思ったわけです、まずは。その後にもし尾形議員が言うように、大きな物損関係のものがもしあって、それも被害だということになれば、それはそれとして、それも追加しておけばとは思いますが。

先ほど局長言われるように、法的に拘束力のあるものでもないということと言われていましたし、また全国議長会でも市議会議長会でも、例のないものだということと言われておりますので、ひとつここで設置していただいた上で、今後それをまた見きわめて追加するなり、削除するなりをしていただければありがたいなと思いますが、第一歩目としてお願いしたい、こういうふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第11号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第11号をボタン式投票により採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 賛成少数です。

よって、議員発議第11号は否決されました。

昼食休憩のため午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時02分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議第102号から議第106号までの5議案について順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第102号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第107号の議案を議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第107号について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月20日午前10時から第1委員会室において、委員9名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、前回の指定期間はとの質疑に、3年であるが、これは初めて指定管理を行うということで、指定管理運営ガイドに基づき今回から5年としたものであるとの答弁。

委員より、前回の指定管理料はとの質疑に、3年間で3億5,298万円であったとの答弁。

委員より、今回の指定管理料の積算根拠は前回の金額を踏襲しているのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

委員より、定員50名ということであるが、相部屋という形になると25部屋と理解してよいのかとの質疑に、基本的には2人部屋であるとの答弁。

委員より、急に入所される方のために何部屋かあけておくということではなかったのかとの質疑に、緊急の場合は救急室で対応しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第107号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。

今委員長報告の中で起立の賛成多数ということでございましたが、ちょっと私、委員会のほうを番外で行っていないのでわからなかったのですけれども、そうすると反対された委員さんからどのような意見が出たとかとありますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） 先ほど言いましたけれども、発言なく、討論もなくというこ

とでありました。

○10番（本間清人君） わかりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第107号をボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第108号 市道路線の認定について

議第109号 市道路線の廃止について

議第110号 村上市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について

議第111号 蒲萄スキー場圧雪車購入契約の締結について

議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第113号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第108号から議第113号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第108号から議第113号までの6議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月21日、22日の両日、市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第108号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、緑町松山線の幅員について最小16.0メートル、最大49.3メートルだが、緑町松山線の

出入り口に工事路線が関係し、大型車の出入りのための約50メートルの幅員なのかとの質疑に、最小幅員16メートルについては通常の車道2車線と歩道をとったものであり、最大幅員49.3メートルについては大型車が回転できるよう、隅切りRの最大値でとっているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第109号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第110号 村上市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今まで勤労者のための施設として減免措置を行っていたが、瀬波地域コミュニティセンターに名称が変わった場合に、減免要件はどうなるのかとの質疑に、勤労青少年ホームの利用団体として登録すると無料という規定が、ほかの地域コミュニティセンターや公民館と同様に社会教育団体として登録することによって使用料は減免され、暖房料などの実費を納付するだけとなり、実質的には変わらない。なお、メーデーなどの他目的の利用は料金をいただいている、今後も変わらないとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第111号 蒲萄スキー場圧雪車購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、なぜ購入でなくリースにしないのかとの質疑に、購入を選択した理由は過疎債を充当して購入すると70%の交付税バックがあるためであるとの答弁でした。

委員より、車検やメンテナンス契約などはどうするのかとの質疑に、基本整備は必ず毎年実施し、基本整備の際に修繕箇所があれば修繕料が発生する。道路を走るものではないので、車検はないとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第111号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、上助瀨コミュニティセンターも一般的な集落の公民館事情で利用される場所になるのかとの質疑に、神納東地区の集まりやまちづくり協議会など、地区の中心として各集落が集まっている。上助瀨もこのコミュニティセンターを利用しているが、区だけの業務でなく学校区単位で使

われている施設であるとの答弁でした。

委員より、学校統廃合もあり、空き校舎も出る。また、上助測は広い面積を持っているので、住居がふえる可能性もあるから、区に譲渡してやるのも一つの方法、全体的にバランスのとれる行政運営をしてほしいがとの質疑に、学校跡地利用も庁内で議論の最中である。指定期間内に将来を見つめながら、十分に検討していきたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第112号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第113号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、通常何人で稼働し、オープンするのは何カ月かとの質疑に、平日は1人、土日は2人になる。オープン期間は、例年4月29日にオープンして11月の第1週ぐらいまでとなるとの答弁でした。

委員より、指定管理料は人件費だけだが、建物維持に関する電気、水道、ガス料金は市が直接支払い者になっているかとの質疑に、需用費の中で消耗品費や修繕費を見ている。その経費と人件費を見て、指定管理料を積算しているとの答弁でした。

委員より、例えば貸しポートが転覆事故を起こした場合の責任の所在は村上市かとの質疑に、指定管理の業務仕様書で市と指定管理者の責任分担を明確に定めており、第三者への損害のうち指定管理者の責めに指すもの以外は市で負担するとの答弁でした。

委員より、指定管理の形が委託料型であるが、集落で赤字を補填するということだけでなく、お客様を迎え入れ、自分たちの収益になるのであれば、もう少し指定管理者側の構え方が違ってくるかと考えるがとの質疑に、収益が張り合いになり、サービス向上につながると思うが、選定委員会の意見のとおり、地元の施設ということで一生懸命いろいろなことを気配りしながら、管理運営していただいているので、5年後の更新の見直しの中で検討したいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第113号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。

委員長の公式的な、公な発言なので、2カ所ほどちょっと指摘しておきたいのですが、まず最初に報告の中で議第109号 市道路線の、正式は廃止についてというのが議題であります。委員長報告では市道路線の変更についてというふうになっていましたので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

それと、本日事務局から配られた議事日程(第5号)の中の日程第5、ここの議第109号につきましても市道路線の認定となっておりますけれども、ここは廃止でございますので、その2点指摘させていただきます。

○議長(三田敏秋君) 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長(川崎健二君) まことに申しわけありませんでした。今後気をつけます。

○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第108号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第109号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第109号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第110号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第112号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第113号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）

議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第116号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）

議第117号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第114号から議第120号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されています議第114号 平成29年度一般会計補正予算（第3号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第114号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置

し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日に全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について報告させていただきます。

まず、総務文教分科会長からは、歳入では第14款国庫支出金で山辺里小学校看護師補助並びに雇用体制について、歳出では第9款消防費ではホースの入れかえや団員の装備品について、第10款教育費では小学校の遊具撤去や弓道場アーケード、または小学校施設改修の優先順位などの質疑はありましたが、賛否についての発言を求められたが、発言なく、起立採決の結果、起立全員で議第114号のうち当分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入では質疑なく、歳出で第2款総務費で防犯対策費、工事請負費について、第3款民生費では市民後見推進事業費や待機児童について、第4款衛生費で荒沢の最終処分場について質疑はありましたが、賛否態度の発言を求めたが、発言なく、起立採決の結果、議第114号のうち当分科会については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入では質疑なく、歳出で第5款労働費では職業訓練校のエアコン設置やクリエートの中の洋式トイレ改修について、第6款農林水産業費で農業再生協議会負担金のシステム改良費の内容や森林整備地域活性化交付金の対象面積について、第7款商工費で中浜工業団地修繕の内容、朝日みどりの里スケール撤去の費用やあらかわゴルフ場経費について、第8款土木費で南大平ダム湖公園経費、トイレ改修について、荒川パーキング活性化実証実験や公園の購入についての質疑はありましたが、賛否態度の発言を求めたところ、発言なく、起立採決の結果、議第114号のうち当分科会については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、市民厚生分科会で委員から、待機児童については未満児も含まれているのかとの質疑に、未満児も含まれているとの答弁。

委員から、9月に荒川地区で10名の待機児童がいるとの担当者が言っていたが、今聞くと村上地区10名、荒川地区で2名とのことだがとの質疑に、担当課の説明に基づいて報告をしていますとの答弁。

その他質疑もなく、討論を求めたが討論もなく、起立採決の結果、議第114号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長(鈴木いせ子君) ただいま上程されております議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その概要と経過についてご報告申し上げます。

委員より、地域の声や要望はどのように聞いているかとの質疑に、昨年四、五月ごろ私どもに話が来ると同時に、地域にもその情報が大きく触れ回っていて、私どもよりも切実に感じている。現在温泉関係者が中心の活性化委員会で、それを活用したらこのようにしたいと地域できちんと考えていたということを知っていると答弁。

また、委員より、観光、温泉の拠点として最終的に何に使うか明確ではない。市民に対して説明ができないかとの質疑に、今回明言していない一つは限定したくない、所有者は美術館として使用してはと言っているが、市役所が美術館を運営するには相当の維持管理コストがかかるので、美術館として買いますとは言えない。ありきたりの計画ではなく、多額の税金を投入するのだから、知見のある方の意見を取り入れ、時間をかけるべきだと。また、何々に使いますという断定した発言がこれから議論の足かせになるのを避けたのが実情ですとの答弁。

また、委員より、土地、家屋の評価額は適切かとの質疑に、不動産鑑定士という国家資格のある人をお願いした価格ですとの答弁。

また、委員より、入湯税を一般会計に入れて運用してきたが、目的税として温泉の貢献度に合うよう使ったらどうかとの質疑に、入湯税の用途については以前本会議でも何度かやりとりがあり、観光振興のための明確な形での充当はなかったと記憶している。委員が言われることは、温泉の活性化にという応援メッセージと理解すると答弁。

また、委員より、昼でも暗くイメージが悪い建物という感じがして、市民感情で納得してもらえないのではないか、大丈夫なのかという意見があるがとの質疑に、昨年初めてその施設に入ってみた。イメージは、委員のご意見を肯定する形にはなりますが、市の提案は責任を持って地域活性化の施設にする決意がないとできないものなので、大丈夫かと言われれば大丈夫にするようにすると答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番(本間善和君) 委員長、ご苦労さまでございます。私、委員でないものですから、ちょっと二、三点質問させていただきたいと思います。

話を聞きますと、この建物、空調設備が壊れている、修繕を要するというお話を伺っておりますが、どのぐらいの経費で空調設備が直されるものか論議されたものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） その件については出ました。これを利用するのに改修が必要かという質疑も中にありまして、空調設備は必要と把握している。美術館店舗は改修が必要であるが、それも認識していると。でも、現在大きな課題や拾い出しをして経費が幾らになるとか、細かい積算までは至っていないという答弁でした。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） たしかこの案件、議案を見ますと土地約4,000万円、建物が約7,500万円、合わせて1億1,500万円という計上をされておりますが、例えば土地だけを購入するというような論議はなされなかったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そういう議論はされませんでした。

○3番（本間善和君） わかりました。終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。

今委員長報告の中で、その物件の価格を決めるのに対しまして、ちゃんと資格のある不動産鑑定士に意見を求めた中で価格を設定したという報告ございましたが、私も調べたところ不動産鑑定士、例えば名の通った不動産、例えば住友不動産であるとか、新潟県であれば名前出していいか、ちょっと鳥屋野不動産であるとか、よくテレビやそういったところでごらんになる不動産の場合、新潟県知事登録というのがあるのですけれども、その後に括弧がありまして、そして第何号という許可免許あるのです。このたび村上市が頼んだコンサルというか、鑑定士は新潟県知事登録が（1）なのです。（1）というのはどういうことかということ、実績がないのです。住友さんであるとか三菱さんであると、2桁だったり3桁になってきて、いわゆる実績があったり、その年数が長かったり、そういった会社はどんどんその数字がふえていくのですが、この会社は1なのです。ということは、実績のないところに村上市は頼んでいるのです。その金額が果たして本当に、鑑定士の評価が確かに免許は持っているとはいえども、どうなのだろうかという部分があるのですが、そういったところの議論というのはありませんでしたか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 鑑定士がどのような資格を持っているまでは議論はありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） あと、あれですか、今その建物に関しまして相当前にあそこに移ってきたの

でしょうか、以前は瀬楽さんという旅館だったわけではありますが、その跡地にああやって誘致をされたものだと思うのですけれども、今の営業実態、どういうふうになっているかというようなことに関して何か議論とかなかったですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 申しわけありません。その議論もありませんでした。

○10番（本間清人君） わかりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第117号及び議第118号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第117号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国保の関係で先月だったと思うが、各市町村のアンケートの回答書がメディアで公開されたが、村上市は回答していなかったのはなぜかとの質疑に、回答はしていたが、手違いにより新聞社に伝わっていなかったとの答弁。

委員より、回答したのであれば、その内容を伺いたいとの質疑に、現在のところ算出できないと回答しているとの答弁。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第117号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、還付金に関して間違えて申告し直したらという意味合いについて教えてほしいとの質疑に、確定申告の時期が終わってから医療費控除をしていなかったとか、配偶者控除をしなかったとか、それによって所得が減ると介護保険料も減ることによる還付金であるとの答弁。

委員より、年金収入の少ない人が申告する必要があるということと矛盾するのではないかとの質疑に、年金を受給されている方で、ほかに所得が20万円に満たない場合は申告する必要はないが、年金受給者でも年金以外の収入が20万円以上ある方は申告する必要があるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第118号は起立全員にて原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第116号、議第119号及び議第120号の3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第116号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第116号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第119号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕費600万円の補正計上だが、既に当初予算1,500万円計上されている。執行率はその質疑に、全体で現在49.7%になっている。ちなみに、各地区の執行率は村上地区30.5%、荒川地区90.7%、朝日地区48.2%、山北地区19.6%になっているとの答弁でした。

委員より、これらの修繕費の見込みはその質疑に、当初予定していた修繕工事以外の故障などが起きて、その中で優先度をつけている中ですぐに直さないといけないものがあり、修繕も含めて600万円の不足が見込まれるため、補正計上したとの答弁でした。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第120号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第114号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、平成29年度第3回一般会計補正予算、反対討論を行わせていただきます。

理由は2点ございます。1点目は、瀬波温泉の施設買収ということで、これは1億1,500万円ということでしょうか、のため土地取得特別会計への繰り出しに疑問があるということでございます。不況と観光ニーズの変化が原因と考えられるのに、使用目的はこれから考える、基金への繰り出しに賛成してくれということでは納得ができないからであります。

2点目、市税の徴収のあり方に問題があるのではないかとということでございます。国から本年1月23日付で送付された平成29年度地方税改正で、地方行政の運営に当たっての留意事項等という通知が来ているかと思えます。その中で触れられているのは、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適切な執行に努めというふうにあります。私が現に体験したところによれば、村上市における実態は徴収猶予の前例はないなどという、猶予を求める市民に対して徴収猶予の前例はないと言い、さらに分納中や納付相談をしている納税者、市民に一括納付を迫るなど、通知でいうところの暮らしや事業の状況を把握せずに徴収を行っているのではないかと思います。これでは、国の通知に沿うものとは言えないと私は考えます。改善が求められていると思えます。

以上、2点をもって反対意見といたします。以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第114号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第115号の討論を行います。

最初に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論をいたします。

村上市の観光スポットは多くございますが、瀬波温泉は村上市にとって最も重要な観光資源と言っても過言ではありません。しかしながら、最近の入り込み客数の減少や海水浴客の減少など、先行きが不安になることが多いのも事実だと思っております。このたびの議案は、瀬波温泉地内のど真ん中にある建築物であります。以前よりいろいろな話が聞こえている物件でもございます。地元の方々に見れば、何とかしなければという気持ちが強くなるのは当然の話でございます。私もこの建物の持ち主も知っておりますし、地元の方々からも意見をお聞かせいただきました。心情的には、何とかしなければと思っておりますが、行政が購入するしか方法がないとは思えません。都市計画に基づき道路がかかるとか、隣接地に行政の建築物が建ち、そのため土地を取得することならわかりますが、しかしこのたびの取得は違いますし、市長の説明にも物足りなさを感じております。

市民の方の中には、何で村上市が買わなければいけないのだという声も聞こえてきます。しっかりとした考えのもと、この土地の利活用が計画されているというのならともかく、ただ現在の建物を利用した形での検討をしていますだけではどうなのでしょう。各地区、地域、団体から市の要望がありますが、何年たっても実現しないものもございます。市は、個人の利益でなく、市全体の、市民全体の利益を安心、安全を考えなくてはなりません。最近の理事者側提案には、総合計画に基づく提案ではなく、突発的な議案が多く見受けられるように思います。違う意味では、市長の決断力の早さなのでしょう。でしたら、まだ先にやらなければならないことがたくさんあるはずで。改めて申し上げますが、近隣の住民や瀬波温泉関係者にとりましては、重要な問題であり、真剣にこれからの観光についても考えなければいけないと痛感しております。行政が土地を購入する場合の考え方が違うのではないのでしょうかという観点から反対するものであります。

また、賛成多数で議案は可決されたときには、市長には1億1,500万円の使い方と瀬波温泉の将来について命がけで臨んでいただきますよう心からお願いを申し上げ、原案の反対の討論とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

12番、小杉和也君。

〔12番 小杉和也君登壇〕

○12番（小杉和也君） 市政クラブの小杉和也です。

議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、決算認定ではなく、補正予算の議案だということで討論するわけですが、私は以前より人口が減少する中、交流人口をふやすことが重要であり、観光は最も有効な手段で経済効果も大きいということを言っていました。この議案は、総務文教常任委員会で審議されましたが、非常に関心があったため、私は委員外議員として出席いたしました。このたびの購入場所は、瀬波

温泉の中心にあるところです。温泉街の中心部が荒れているとイメージダウンにもなり、SNS等でもすぐに取り上げられ、あそこには行きたくないといった悪影響も出てきます。

具体的な例を挙げますと、弥彦村では倒産した駅前のホテルを購入し、昨年度に解体いたしました。解体費用は1億1,340万円、そのうち4,536万円が国の交付金だったそうですが、6,804万円は村で持ち出しました。弥彦村でこれだけ大きな金額を持ち出してでも駅前を整備したのは、この倒産したホテルの景観が弥彦観光に大きなマイナスとなっていたからです。

逆に昨年、ジャパン<漆>サミットが開催された加賀市山中温泉は、温泉街の中心に山中温泉街の観光の中心施設である山中座があります。山中温泉の顔でもあり、また期待と思わせるイメージを持たせます。実際に私もそう思いました。今は、温泉の効能、サービスだけでなく、インスタ映えといった要素もあり、温泉街の景観も旅行先を選ぶ大切なツールとなっているからです。観光は、直接的な経済効果のほかに、関係する業種が多く、大きな波及効果も生み出していますので、瀬波温泉の入り込み客数の増減は関連する各業種のみならず、村上市の経済に与える影響は大きいものと考えます。

村上市は、昨年県内初の歴史的風致維持向上計画の認定を受け、また瀬波温泉も含めた岩船港周辺エリアが県内では4番目、全国では89番目の「みなとオアシス越後岩船」として認定されました。さらには、村上大祭が今後国の重要無形民俗文化財に指定されると、村上市の持つ観光の魅力は一段とパワーアップすることとなり、その受け入れの中心が瀬波温泉となりますので、宿泊先である瀬波温泉の魅力アップも同時に図っていく必要があると考えます。

また、この購入場所の跡地利用の要望書が瀬波温泉の関係者だけでなく、地域住民からも出され、用途がまだはっきりしていない、限定していないので、普通財産として先行購入しますが、地元と市だけで考えずに知見のある人の話も聞いて計画できることから、この地域の活性化にも大きくつながる要素があります。

土地取得特別会計は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある場合、円滑化を図るために設置されており、この案件は十分これに該当すると思われま。かなりの金額が必要なことから、要望書が出されてから購入に当たっては随分検討されたとは思いますが、買い手である市や売り主である相手方の意向だけでなく、資格のある不動産鑑定士を入れて金額を決定して、この議案を上程してきました。この購入場所は、瀬波温泉の今後を左右する重要な場所であるだけでなく、村上市の観光や産業に大きな影響を与えようと考えますので、この議案が可決されましたならば、この場所の購入が無駄でなかった、あのときに判断してよかったと思えるよう、購入後は本腰を入れて観光の振興、そして地域経済の発展に結びつくよう、しっかりと取り組んでもらうということを願って私の賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

1番、小杉武仁君。

〔 1 番 小杉武仁君登壇 〕

○ 1 番 (小杉武仁君) 高志会の小杉武仁です。議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) について、賛成の立場として討論をさせていただきます。

ご承知のとおり本議案は、本市の観光資源でもあります。瀬波温泉街の中心に位置する香藝の郷美術館の土地と建物を土地取得特別会計により購入する提案ではありますが、先ほど委員長の報告のとおり、委員会においても多方面にわたりさまざまな議論がなされてきました。冒頭に申し上げておきますが、私からも瀬波温泉の中心部に当たる観光拠点として、地域の方々が有効に活用でき、なおかつお客様をしっかりとお迎えできる施設として再構築する考えはあるのか。また、他の委員からかなりの時間をかけての議論が交わされてまいりました。また、平成28年 8 月には瀬波温泉 1 丁目、2 丁目区長から、あわせて瀬波温泉連絡協議会、瀬波温泉旅館協同組合から香藝の郷美術館跡地利用の要望書も市長宛てに提出されております。

賛成の理由の一つといたしましては、瀬波温泉の入り込み観客数の減少を挙げさせていただきますが、本市のデータによりますと宿泊等のお客様だけを見ても平成27年度が40万5,150人、平成28年度では37万3,470人となっており、大幅な減少傾向にあることで経済的損失も数字も面で明らかになっております。この入り込み観客数の減少に何とか歯どめをかけるべく、策を講じる必要が早急にあると考えるからです。当該の土地、建物はまさしく瀬波温泉の中心であることから、観光の拠点として施設を有効活用することにより、村上市民が誇れる活気ある瀬波温泉の再生を願うものであります。

次に、2 つ目ではありますが、冒頭にお話しいたしました地域で暮らす市民の方々や温泉関係者からも、当該施設を起爆剤として地域の活性を図りたいという長年にわたる強い思いのある要望書が提出されており、観光地域づくりの観点からも観光地の魅力となり得る資源を見直し、これまで観光としては気づかれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型、交流型の要素を取り入れ、観光客の入り込み増を期待するものであります。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムなどの産業観光等が挙げられますが、当該施設においては地域の特性を生かし、活性化につながるものと捉え、多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの拠点として振興を図っていくべきと考えます。

しかしながら、土地取得特別会計による取得ということで、現段階においては利用計画が明確になっていない中での先行取得となるわけですが、取得金額においても不動産鑑定という正式な手続による査定価格といえども、1 億円を超える決して安いものではないということを行政は十分に肝に据え、この施設が瀬波温泉のカンフル剤となるよう、しっかりとした利用計画を構築し、後に市民が誇れる施設をつくり上げていただきますよう、大いなる期待を込めまして私の賛成討論といたします。

○ 議長 (三田敏秋君) これでは討論を終わります。

これから議第115号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第115号は委員長報告のとおり可決されました。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時15分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第118号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第120号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第7 議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第122号 平成28年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第123号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第124号 平成28年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第125号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第126号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第129号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第130号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第131号 平成28年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第121号から議第131号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長(大滝国吉君) ただいま上程されています議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第121号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日に全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の経過について報告をさせていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入では14款国庫支出金で平林城跡のプレハブ解体やトイレ整備について、第15款県支出金、電源立地地域対策交付金の使い道について、第17款では寄附金、ふるさと納税の返礼金の割合について、歳出では第2款総務費で東京オリ・パラ活用地域活性化首長連合負担金について、第9款消防費ではJアラートや救急救命士実習委託料について、第10款教育費でキャリア・スタート・ウィーク事業や震災児童の人数、または学校給食の米の仕入れ先について、第12款公債費についてなどの質疑がありましたが、賛否についての発言を求めましたが、発言なく、起立採決の結果、起立全員で議第121号のうち当分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入では第1款市税で軽自動車税について、第12款負担金及び分担金で児童福祉費負担金未納者について、第14款国庫支出金で生活保護世帯数、中長期在留者について、歳出では第2款総務費で岩船町駅前の三和電気トタン修繕について、第3款民生費で臨時職員の賃金単価について、第4款衛生費で風力発電反対の対応や岩船地区の悪臭対応についてなどの質疑がありましたが、賛否態度の発言を求めたが、発言なく、起立採決の結果、議第121号のうち当分科会所管については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入では第13款使用料及び手数料でイヨボヤ会館入館者数減の対応について、歳出では第5款労働費で労働者総合福祉センターの管理運営について、6款農林水産業費で有害鳥獣対策費の委託方法や神林有機資源リサイクルセンター経費の工事請負費について、第7款商工費でふるさと納税寄附金記念品やプレミアム商品券、また住宅リフォーム事業補助金について、第8款土木費で地籍調査経費、測量委託料や河川維持管理費経費の河川の草刈りに関する質疑はありましたが、賛否態度の発言を求めたところ、発言なく、起立採決の結果、第121号

のうち当所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、総務文教分科会に委員から、負債と償還の割合やJアラートについての質疑がありましたが、その他質疑もなく、討論を求めたが討論もなく、起立採決の結果、議第121号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第122号及び議第123号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第122号 平成28年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第122号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第123号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、告知端末の再設定手数料は山北分を神林に持ってきた再設定だが、神林地区では十分かとの質疑に、山北分をそのまま流用しており、十分足りているとの答弁。

また、委員より、山北施設維持管理経費の告知端末追加登録は新規に加入した関係のものかとの質疑に、新規登録あるいは脱退の際の削除手数料ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第123号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第125号から議第127号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第125号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、出産育児一時金について村上市の現状はどのようになっているのかとの質疑に、出産育児一時金の繰入金に関しては年々減少している。平成28年度は29件であるとの答弁。

委員より、現在の資格者証の発行数及び短期保険者証の発行数はとの質疑に、平成28年度は資格者証交付世帯97世帯、短期被保険者証が169世帯であるとの答弁。

委員より、保険税の不納欠損にあっては払いたいけれども、払えない方が不納欠損になっているのかとの質疑に、生活保護になるくらいの所得のない方に滞納処分の執行停止を行ったり、また分納して払っていたが、追いつかなくて5年の時効を迎える方もいるとの答弁。

委員より、保険税が高いとあって相談に来る方は何人くらいいるのかとの質疑に、国保に限らず年間500人くらいの方は納税相談に訪れる。国保に限った具体的な数字は持っていないとの答弁。

委員より、算出方法は市町村一緒なのかとの質疑に、市町村によって違うとの答弁。

委員より、村上市の保険税は高いというが、県内でどうなのかとの質疑に、県内でいうと村上市は真ん中くらいであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、反対討論の後、賛成討論があり、起立採決の結果、議第125号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第126号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第126号は起立多数にて認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料は、全国的に平成29年3月に実施したとしているが、間違いはないかとの質疑に、全国的に介護保険事業計画実施の前の年に策定するものであり、第7期は平成30年度から平成32年度までの3カ年であり、現在業者に委託して策定している。また、国の指示により、在宅介護実態調査、高齢者の生活実態調査を平成29年1月から2月にかけて行ったとの答弁。

委員より、現在特別養護老人ホーム入居待機者はどのくらいいるのかとの質疑に、昨年の一斉の調査では399人でしたが、本年5月1日現在、市の独自調査で388人となっているとの答弁。

委員より、施設に入所していなくて在宅で待機している方はどれくらいいるのかとの質疑に、約4割だと思ふとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めましたが、討論なく、起立採決の結果、議第127号は起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第124号及び議第128号から議第131号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第124号 平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、以前1年間休業した際に、蒲萄集落の方々が再開を望むために借地料を下げると話あったが、その金額はずっとそのままかとの質疑に、判断として地域の活性化のために蒲萄集落も人口が減少し、その分を活用して頑張っていたとということで下げなかったという経緯があったとの答弁でした。

委員より、赤字が一目瞭然であるが、子供の利用実績はとの質疑に、小中学校のスキー授業での利用は年間通して市内16校、前年度に比較して1校ふえて2,548人の児童生徒が利用した。このほか小学生や中学生の無料の日にイベントを実施しているので、かなりの子供の利用があったと思ふとの答弁でした。

委員より、市の収入はリフト使用料、スキー等の貸し出し料、ロッジ経営の賃貸料をもらうだけ、上と下で管理が異なっているロッジのあり方についてどのように考えるかとの質疑に、収支自体もロッジが赤字だが、雇用のためやっている傾向が強い。蒲萄集落の役員会で今後のあり方として指定管理を視野に入れたときに、一つのスキー場で2つのロッジが別契約しているところはなく、客が少ないときでも上と下、両方営業していないといろんな形で指定管理の話を始めると申し上げた。市としても整理しなければならないと認識しているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第124号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第128号 平成28年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、

担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道使用料の不納欠損について、平成27年度と平成28年度の欠損額の差はとの質疑に、不納欠損の人数は平成28年度は19人、平成27年度は30人、平成26年度は45人ということで、徐々に減ってきている。金額についても、平成27年度は148万7,500円不納欠損したが、平成28年度は129万8,650円であるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第128号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第129号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第129号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第130号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第130号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議第131号 平成28年度村上市上水道事業会計決算認定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、老朽化した配水管や石綿管などの交換はどのくらい改善されているかとの質疑に、配水管、送水管、これらの耐用年数は40年であり、改良しているが上水と簡易を含めて約10キ口残しているとの答弁でした。

委員より、村上市の水道水の500ミリリットルペットボトルについて、災害備蓄分については村上市に買い上げてもらっているかとの質疑に、緊急の断水や災害のときでも個別に配れる迅速性なども考えて整備したもので、事業用として使っていることから、買い上げてもらっていないとの答弁でした。

委員より、法人の不納欠損理由が破産、倒産が主なものとのことだが、個人の分はどれくらいかとの質疑に、個人分は全体の37%、35万4,971円で、連絡がつかない方、亡くなられた方であるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第131号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第121号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行わせていただきます。

承認できない問題点として3点を指摘させていただきます。1点目は、大滝市政で慎重であった学校統廃合が平成28年度に計画を一気に進めたこととあります。地域住民のシンボルである学校が廃校になれば、過疎化と少子化がさらに進むことは明白ではないでしょうか。考え直すべきだと私は考えます。

2つ目、子供の貧困対策が行われていなかったこととあります。税務課の把握している国保税額でひとり親家庭の所得が62万円の家庭が88世帯。ひとり親家庭で68万円の所得の世帯が32世帯、同じくひとり親家庭で41万円の世帯が17世帯ということで、例を挙げて貧困対策を問うても福祉課では把握をしていないと一般質問で回答されました。貧困の連鎖を避けて、豊かに発展していく村上市を担う世代として育てていってもらうために、福祉課と連携をして例えば胎内市のように就学援助申請を全員申請にするなど、改善を図っていくべきではないでしょうか、指摘をいたします。

3つ目、総務省の資料では平成27年度で村上市の決算に占める民生費割合は25%でありました。県下20市で下から5番目でした。平成28年度決算では27.3%でした。今後は、特に下回っている児童福祉費の底上げが必要だと考えております。

以上、3点を指摘をいたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） それでは、平成28年度の歳入歳出決算の賛成討論を行います。

平成28年度の決算を各常任委員会において担当課長、職員から説明をいただき、また個人的にも課長席を訪れてできない部分を説明をしていただき、決算書と照らし合わせて平成28年度の歳入歳出の決算が柔軟に執行されていると確認をいたしたところとあります。決算に当たり、市長を初め担当職員の努力はもちろんでございますが、やはり大きいのは市民の理解とご協力のおかげがあると思っています。

さて、私は予算もそうではありますが、決算の中でよく注視するのが社会保障の部分であります。いわゆる医療、介護等でございますが、今国においても社会保障費が占める割合が31%ぐらいだと

思っております。財政課長に本市においての割合をお聞きしましたら、一般会計中、保健医療関係の占める割合は31.8%であるそうでございます。また、これと国保、介護、後期高齢者の特別会計を合計すると、その占める割合は約45%になるとのことでございます。私は、社会保障費というものはやはり行政が市民に対する思いやりだと思っております。先ほど数字を挙げましたが、保健医療費の割合が31%、そして国保を足すと45%、これはとりもなおさず、村上市に対する福祉であると思っております。今後も社会保障費はふえ続けると私は考えておりますが、財政が厳しくなるわけでありましたが、今後とも社会保障に対してはしっかりとした取り組みをお願いしたいと思っております。

その他の中で商工費でございますが、住宅リフォームの補助金の最高限度額20万円ではありますが、これはこの補助金により設備投資が行われ、何倍にもなって市の経済効果にいい結果を生んでおります。

また、住宅用の太陽光の補助金も予算2,100万円に対して決算は約1,500万円でございますが、そして木質バイオマスが300万円に対して決算は210万円ぐらいではありますが、これもやはり設備投資等の効果を生んで4から5倍ぐらいになっているそうでございます。このように、この補助金によって市の経済がいい結果を生んでいると私は思っております。

農業費においても、改良区の工事負担金、そしてブランド品である村上牛に対しての補助金等でしっかりと基幹産業である農業予算に配慮していると思っております。

また、教育、土木費に対しても決算書等を見ても、予算が適切に執行されていると思っております。先ほど申し上げましたが、財政が今後ますます厳しくなると想定されますが、今後も健全な行財政をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第121号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第121号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第122号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第125号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、平成28年度国民健康保険特別会計決算について反対討論を申し上げます。

平成28年度の国の支援金が1,700億円、村上市に平成28年度約7,000万円ほど特別の支援金が入っていたかと思います。この支援金の意味は、安倍首相が国会で何遍も、3遍も言ったそうですが、低所得者のためにちゃんと手だてをとっていると、それが国保の特別支援金だということで、再三支援金の問題を取り上げてまいりました。一般的な国の負担金ではなくて、これは低所得者に配慮するということを根源とした交付金でした。特に低所得者層が今非常に国保税に対して納税が困難になっているという実態が明らかになっています。これは、やはり基本的に払いたくても本当にこの世帯というのは払えないという世帯だというふうに思います。国保税は、特に均等割、世帯割、人頭割の比重がこの世帯にとっては高いのですので、国保税を払うと生活保護費以下の水準に入るというふうに思われる方も非常に多い。ですけれども、生活保護を受けていないとボーダーラインに入るという世帯も多い状況だというふうに私は考えています。ですから、今後は国の支援金をこの来年度県一本化に国保税はなるということではございますが、国の支援金をこの部分にもっと焦点を当てて、この部分が滞納をできるだけしなくても済むような、そういう制度をつくっていくべきだと考えます。

具体的な資料でつけ加えます。残念ながら、国保世帯の状況というのが、今現在の状況が手に入りませんでした。平成23年度現在で、現在は9,000世帯余りだと思いますが、これは1万416世帯で

した。滞納世帯数が1,379世帯、13.2%、現在は11%ということがわかっています。それで、問題は平成23年度現在でも所得がゼロから33万円という世帯が、例えば3人以上の世帯でも321世帯もあった。33万円から180万円という世帯が42%もありました。残念ながら、今回の議会の審議でこの資料手に入りませんでしたので、申し上げられませんが、要するに180万円以下の世帯が収入全体の8割以上を占めていると、さらに現在深刻化しているのは明白であります。ですから、先ほども申し上げましたように、今後の国の改革のあり方はこの世帯に光を当てていくようなことがどうしても必要だと考えます。そして、人頭割、1人当たり幾らという、1件当たり幾らというこの国保税額を引き下げる必要があることを指摘をいたしまして、私の反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） それでは、国保特別会計の決算の賛成討論を行います。

我が国の2016年度における医療機関に支払われた医療費は約41兆円に上るそうでございます。それでも、前年度より1,700万円ぐらいは減ったそうでありますが、これはいわゆる高い薬の値上げが要因だそうで、やはり医療費は増加傾向には変わりはないとのことだそうであります。そして、我が市においてもやはり増加傾向にあるわけであります。なお、保健医療関係の経費は約104億円であります。これは一般会計の約3分の1であります。

さて、保健医療課の決算であります。私は適切に執行されていると思っております。特に感心するのが病気に対する予防の取り組みであります。健康診断、胃がん検診、子宮がん検診、インフルエンザ等のインフルエンザの予防接種等に対する補助金は大変に喜ばれているところでございます。このことは、予防に力を入れるということは医療費を抑えるとともに、市民の健康に対する配慮だと私は思っております。また、子供の医療費は高校生まで無料化するなど、保護者の負担を少なくして大変にこれまた喜ばれております。また、入院などによる高額医療費に対しても限度額の適用認定書を発行しておいて、市民のお役に立っているところであります。

さて、今ほど反対討論の中で高い、そして払いたくても払えないという国保税でございますけれども、今保健医療課では国民健康保険給付等準備基金等を取り崩しするなどして、7年間も据え置く努力をしておるわけであります。これは、私は大変評価すべきであろうと思っております。そして、今ほど言いましたが、高くても払いたくても払えない、そういう市民の方がおるそうでありますけれども、私もそういう方には大変お気の毒であろうと思っております。しからば、その高いと言われる国民健康保険税、これは大半の方が支払っているわけであります。余裕があるわけでもない、ゆとりがあるわけでもないのです。しかし、この国民健康保険制度がいかに大切であるか、それを理解して国民健康保険制度を維持していく、運営していくためにも協力をしていただいているわけ

であります。

また、私の知り合いの方には何年も病院にも医者にも行かず、薬も買ったことのない方がおります。こういう寛大な気持ちを持って国民健康保険を払っている方が大勢いるのです。それによってこの国民健康保険税、国民皆保険と言えるこの制度が成り立っているということを我々は知っておくべきであろう、私はそう思っております。そして、何回も申し上げますが、この国民健康保険というのはみんなで助け合い協力して国保があるわけでありまして。また、ここにも人口減少の影響が出てきていると思いますが、一層の努力をして国保の維持、運営をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第125号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第126号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第127号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、平成28年度介護保険特別会計の決算について反対討論を行います。

この介護保険制度が私は改悪だと考えていますが、昨年4月どういうふうに変ったのでしょうか。何が議論されたのか思い出してみました。あのころ言われたのは、年金が減らされて大変だ、増税では生きていけないというのが市民の声でありました。年金組合からもマクロ経済スライド制については、やめてくださいというような請願も出されたました。これでは、生活をしていけない、4人に1人が年収160万円以下、新老後破産、働けど、節約すれども抜けられない泥沼というような議論がございました。不自由ない暮らしをできる人はほんの一握り、65歳以上の高齢者の4人に1

人が生活保護受給水準の暮らしができていないということが明らかになった。こういうふうに報道が昨年されました。

そうした中で介護保険制度が変わりました。要介護認定1、2が介護保険対象から外される改悪が行われました。これで、あの当時言われたのは223万人に大打撃があるということでございました。市民の皆様から言われるのは、ずっと将来も安心できるという状況をぜひつくってほしい。今既に老後破産という状況が起きているという中で、せめてマクロ経済スライド、これは物価や賃金の上昇率よりも年金給付額の伸びは何かあっても抑えられるという仕組みであります。これがアベノミクスの3本の矢の一つであったわけではありますが、こういう改革という名で経済政策が行われた。今、日本経済は大変な破壊状況だと私は考えます。その大きな原因として年金暮らしの人が本当に年金が減ってきて消費がふえない、こういう問題があります。

もう一つは、若年層を中心とした非正規雇用者が非常にふえているということで、生活が破壊された状況が、こんな状況が続けば日本経済もだめになるし、社会保障の土台もこういうことを幾らでも続けると破壊されてしまうというふうに私は考えます。今求められているのは、もうかっているところから、特に大企業はどんどん内部留保をふやして、既に400兆円をはるかに超えて、それを全然国内経済に循環させていないという大問題があると私は考えます。それと、所得の高い人、1人1億円以上所得がある、だんだん所得税率が下がるという、こういう税率の仕組み、この根本的な問題を解決しない限り、解決しないのではないのでしょうか。今幾ら大きい企業を応援してもさらにまた減税をするというわけですから、大企業に対して法人税減税をするというわけでありまして、財源がない、財源がないと言って、そういうところにまた大企業に対して減税をしたって何になるのかと、こういうところにメスを入れなければ、日本経済はますます破滅状況に、破綻状況に将来なっていくのではないかなというふうに考えます。メスを入れるべきは、やはりそういうところであります。

介護保険特別会計の決算についての討論で、先ほどの討論でも日本経済の仕組みについての議論もございましたので、発言をさせていただいておりますが、この経済の仕組みを改めない限り、再来年さらに10%に消費税を増税するということが言われています。これでは、地域経済が完全に破綻してしまうのではないのでしょうか。ぜひとも国の経済の仕組みを改めること、この村上市の介護保険特別会計で市民のための施策がこれからも行われることを期待いたしまして、反対討論いたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第127号は原案のとおり認定することに決定しました。

午後3時25分まで休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時25分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第128号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第129号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第130号は原案のとおり認定することに決定しました。

最後に、議第131号の討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） 上水道決算の賛成討論をいたします。

日本は、安全と水はただだと言われてきましたが、現在は安全はもちろんのこと、水も限りある資源であり、大切にしなければならぬという時代に来ていると考えてきています。さて、水道事業の決算は一般会計の決算と違い、大変理解しにくい部分があるのですが、局長、職員等の丁寧な

説明で平成28年度の予算が適切に執行されていることを理解をいたしたわけでございます。水道事業というのは、安心して使用できるように24時間365日、市民に供給する使命があります。水道局の職員の努力は大変であると思って感謝をしているところであります。

さて、事業においては石綿管改良工事、配水管建設、移設工事を進め、漏水管の破裂を防ぎ、無駄な水をなくすよう取り組んでいるところであります。なお、老朽管更新延長は全延長である5%、約2万7,000メートルでしたか、それから石綿管は全体の約半分を改良しているとの説明がありましたが、今後もこれらの事業をしっかりと進めていただきたいと思います。

また、水道料金でございますが、以前から高いのではないかと、高いところに合わせるのではないかとというようなご意見がございましたが、今統一料金に向かって検討し、市民の理解を得るようにと努力をしているとの説明があったわけであります。

そして、今後の課題が私は、課題と申しますか、問題は2点ほどあると思っております。まずは、ここにも人口減少の影響の影が落ちております。まず、家庭内の節水であります。私なんか昔の人間でありますから、歯を磨くとき出しっ放しで歯を磨いております。私の家族は、そういうことはやっておらないというわけでございます。

もう一つは、先ほど申しましたけれども、人口減少、これが大きな影響を及ぼしておるわけでございます。本市においても約8,000から9,000人ぐらいたしか人口が減少しているわけでありますから、使う水の量が減っていることは明白なわけでございます。また、節水型の家電が大変に普及をしてきております。私の知り合いの電気店に聞いたところ、ドラム型というのですか、これは四、五十%節水だそうでございます。いわゆる私のところで使っている縦型というのだそうですけれども、これにおいてもかなりの節水になっておるそうでございます。

また、トイレでございますが、私も自宅のトイレが故障しましたので、新しいのにかえたわけでありましたが、水の使う量が本当に少ないのです。4分の1ぐらいしか流れていません。そして、このように水を使わない、集水率が下がるということは収益が大きくかかってきます。今後は、未整備の工事を進めながら、漏水等を防ぎながら、水道料金をできるだけ抑える努力をしていただきたいと思います。

なお、委員会でもちょっと出た話でありますけれども、本市において500ミリのペットボトルを1万本、備蓄用に5,000本、PR用に5,000本あるそうでありますけれども、私はこれを将来商品として販売すべきであろうと思っております。その利益を事業費で回すことによって、料金も抑えることもできますし、事業の推進も図れるものと思っております。とにかく今後も市民に安心して安全な水を提供していただくことをお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第131号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8 議第132号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第132号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第132号について提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ850万円を追加し、予算の規模を336億7,730万円にしようとするものであり、諸般の報告でご報告いたしました公務中の職員による交通事故に伴うもので、被害を受けられました相手方への入院治療費、生活補償金のほか、勤務先の車両賠償金を概算金でお支払いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において第10款地方交付税に普通地方交付税850万円を追加をいたしました。また、歳出においては第2款総務費に賠償金851万6,000円を追加し、第14款予備費で1万6,000円を減額をいたしました。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

それでは、ちょっとお聞きしたいのですが、今市長のほうから損害賠償の金額は概算として表示したということで、またさきの全員協議会の中でも和解はしていませんということでの話がございましたが、その概算もいいのですけれども、相当な金額でございます。851万6,000円、何を根拠に算出してきたのか、ちょっとその辺の根拠をお知らせください。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） まず、入院に係る諸雑費でありますけれども、それが共済の基準等によりまして1日の単価が決まっております。その単価を今当面2カ月分の入院費、1日当たりの単価掛ける入院日数を掛けたものと、あと治療費で入院にかかる費用、これは9月、今月1カ月分と、

また10月分、それに今後の今年度分の見込みの概算で、これも共済会の基準に従って積算したものが、大体これで300万円ちょっとでございます。

それから、お仕事できないということで、休業の損害、いわゆる休業補償分でございますけれども、こちらのほうも相手方様のご年齢に応じた共済会の基準によりまして1カ月分の単価を出しまして、それを9月から年度末まで7カ月分を掛けたものを合計いたしまして、この650万円余り、いわゆる人身分のお支払いでございます。

また、自動車のほうでございますけれども、こちらのほうはいわゆる損害分を見積もったものにレッカー代であるとか、レンタカー代を含めた金額といたしまして190万円余りを計上いたしまして、合計でこの金額になったものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） それこそ概算というか、ただ机上の中で素人が計算して出したものをそのまま支出していくという、これはちょっと考えられないのですが、先ほども出ましたが、我々議会としてみれば、地方自治法第96条第1項第13号にいわゆる損害賠償関係の金額を定めるということで、前回は和解の議決がございました。和解もしていない、そのものの金額に対して、いわゆる和解議決をされて初めて予算執行ができるということですよ。そうしないほうがいいと私、動議いたしました。そうではなくて今後は全員協議会の中では総務課長はそのたびに臨時議会を開いていくということ。恐らく今後そうなるのでしょうけれども、それについてみれば議決もしないまま予算執行するということは、この議案そのものは瑕疵ある議案、つまり何の根拠もないところに持ってきて損害賠償を素人がはじき出しているとした考えられないのですが、その辺のところは共済会はどういうふうになっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） ただいま申し上げました金額の根拠は、共済会の基準によるものでございまして、共済会との協議の中で確認をした金額でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） その共済会にきのう私お電話させてもらいました、村上市議会の姫路敏だということ。そして、今回の事故に関しても担当者把握しております。共済会の場合、その支払い、賠償の示談も含めて支払いも共済会しないのですかと言ったら、しますと、ご依頼があれば我がほうでやりますと。なぜしないんだろうねと、それはまれに自治体によって自治体の予算計上で行う場合がございますと、まれなのですか。私は、こういった示談、この内容、算出基準も共済会とそんなことを話をしながら、和解議決もしないままにこれを一般会計から支出していくということは非常に困る、これが続いた場合には、やっぱり全て共済会、保険のプロです。保険会社、そしてみんな私どもでやりますと、ご依頼があればと言っていました。なぜそれをしないのか。何のためにこういう議案を出してくるのか。それ、明快なご答弁をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 確かに地方自治法96条第1項第13号においては、損害賠償の額を定めるということになってございますが、今回の場合は和解はしていませんし、損害賠償の額の確定も当然ながらしていません。しかしながら、災害といいましょうか、事故に遭われた方の生活等もございまして、村上市の財務規則によりまして概算払いはできるということが損害賠償という必須科目がございまして、そちらで行ったということで、補正予算をお願いしたということでございます。

そして、もう一つですが、他の自治体はやっていないようなご発言ありましたが、他の自治体につきましてはこういった大きな交通事故があるかないかということはまだ確認してございませんが、ここで自治体の名前は申し上げませんが、近隣の自治体等につきましては概算払いで支払いをしているということを聞いております。

○議長（三田敏秋君） 3問。

○13番（姫路 敏君） 答弁がないのです。

私は、共済会になぜ頼まないのだと、支払いも含めて。共済会は、それで支払いもできるということなのです。それをわざわざ財産払いにして、恐らく昔の感覚ではないですか、お隣の近所の自治体というのは。私の質問に対して答弁がない。何で共済会に全てを任せない、支払いの。全部今までそうやってやっているではない、金額の大小ではない。その答弁を明確にしてくださいと言っているのです、質問は。何で頼まないのかを明確にしてくれ、よそがやっているではなくて。共済会に何で頼まないのかということを支払いも含めて。その答弁を聞きたいと言っているのです。議長、わかります。

○議長（三田敏秋君） わかる、わかる。共済会に連絡したところ、共済会では代替するということをやっているのに、それを村上市は何でやらないのだという回答が欲しいということなので。

総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 回答になっているかどうか別としまして、各全国ではないですが、自治体にいろいろお聞きしました。やはり議会の議決を要するものは支払うことはできませんよということが基本です。ただし、その災害に遭われた方の生活等があるので、一応議会として概算金の額をお示しすることが重要であろうということで、当市としましても概算金を、この金額をお支払いしたいということでお示しをしているということでございます。

○13番（姫路 敏君） 違うのです、私の質問の内容は。

私は、共済会がご依頼があれば我々が全てやりますと言われていたのです。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 私ども共済会にお話を聞いたときに、そういった支払いをしている自治体はそんなにありませんと逆に言われました。ですので、議員がどういうふうな格好で共済会にご

質問されたのはわかりませんが、本来であればきちっと法律上の手続をとってやっているということでご理解していただきたいと思いますが。

○13番（姫路 敏君） 3回になるので、私あと討論してお話しします。これは、もう堂々めぐりです。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） この件は、26日の日に全員協議会で皆さんに説明されたのですが、ちょっと1つだけ教育長にお聞きしたいのですけれども、非常勤特別職の研修、研修が目的で事故に加害者ですから、事故ったということなのですが、それは新潟に行った研修は何時から何時までの研修なのか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 研修のほうは、新潟に出かけまして4時までの研修ということで承知しております。

○19番（長谷川 孝君） 何時から。

○議長（三田敏秋君） 何時から何時まで。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 済みません、ちょっと開始の時間承知していません。終了の時間を4時ということで承知しています。

○議長（三田敏秋君） 神林支所長。

○神林支所長（鈴木芳晴君） 運転日報によるところによりますと、8時40分に当支所を出発しております。ですので、恐らく10時ごろからの研修だというふうに推測されます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） そこで、市長にお願いなのですが、今回の場合は1人で行ったと。研修というものなれば相当疲れるということだと思いますし、850万円も賠償金払うのだったら、はっきり言えば1万円ぐらいでJR使えば行けると、850回も行けるということになりますよね。やはりJR東日本も今回の秋とか人形さま巡りのために相当SLとかで協力していただいています、村上市。そのためにこの研修とかに、1人でいく研修というものはJR東日本を利用するというようなやり方をしたらいいのではないかと思うのですけれども、どうですか、市長。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 旅行の場合の交通手段につきましては、公共の交通機関から始まっていきまして、その後に公用車があって、最終的に私有車の公務使用という形で段階を踏んで旅行の目的、要するに出張の目的に合わせて設定をしております。議員ご指摘の部分については、これまでも高速バスの存続のときもそうでありましたけれども、公共の用に供する部分については公共交通機関を極力使おうという大前提があります。今回のケースがきっかけというわけではありませんけれども、今後はそういうところを総合的に判断をしていくことは必要だろうなというふうに思っており

ます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） あと1問できるのですよね。

それは、総務課長が26日の全員協議会だと合併後、物損、人身合わせて90件という事故があったということ、本当に多いというふうに私は思います。今後やはり特に人身なんてであると、これは新聞に載ったりすれば村上市何しているのだということになりかねないので、その辺についてももう少し注意喚起の仕方、職員に対する。それについてどのように考えているか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員からのご指摘のとおり、本当に実数字でいきますと非常に多くなっております。軽微なものという表現が当たるのかどうか別としまして、こつんと当てたものとか、相手がいる事案とかも含めまして相当な数があります。私自身も何でこんなにあるのかなということ日々考えます。口酸っぱくなるほど、事あるごとに注意喚起をしていますが、これが減ってこないところ、非常に怒りすら覚える部分がありますので、その辺のところをどういうふうな形にすればしっかりと職員にそのことが届いて、安全運転の励行につながるのか。

また、これは交通事故だけでなく、常日ごろの職務もそうだろうというふうに思っております。全ての事柄に対してしっかりとそれが確保できるような、担保できるような仕組みというのを職員も交えて、それぞれの職域、または職場、私も含めてでありますけれども、これからしっかりと取り組みを進めたいと思っております。

○19番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 今その八百数十万円という補正が上がっているわけですが、例えば姫路議員が今言っていた、共済会のほうで手続をした場合には、補正予算を組む必要もないわけで、保険会社の対応で済むわけでありますよね。その辺はどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど姫路議員からのご質問についてもそうでありますけれども、今回のやつは一刻も早く被害者の生活の補償をしたいということで、補正予算をお願いをしているということでもあります。また、これにつきましてはこの事案に合致する確定をされた保険料、これが入として入ってくるというふうに承知をしております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） その場合、ここで議決を得て承認がおりた場合には、その八百数十万円というお金概算で今計算したということでもありますけれども、相手側に対して、あと病院の支払いに対してはその都度の請求で出すのか、それとも今一発で決まったやつ一発で支払ってしまうのか、その辺はどういうふうにするのですか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） これ、一応今のご相談の中では月々のお支払いにしようという方向で話が進んでおります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 先日の全員協議会のときに、総務課長には私のほうから提案をしたのが、ぜひ公用車の中に今どきだからドライブレコーダーを全車とはいわずとも、例えば10台やら、何か限定して、その車で遠いところの出張に行けば、事故を起こさないのが一番なのだけれども、誰しものが事故を起こしたくて起こしているわけではないから、そんな提案もさせていただきましたが、これだけの多額の賠償支払いということになりますし、また千数百人からいる市関連の人方の共済ということになりますと、掛金も相当だと私は思うのです。ただ、うちの会社なんか数人しかいない、でも事故をこの間ちょっとうちも起こしてしまって、そうすると実際にそのお金払ったほうが安いぐらい今後の保険料があつと上がってしまって、それを考えるとお金さえあれば、それで支払ったほうが保険料の5年また高くなるのよりか、全然そっちのほうが安いのです。そう考えると、この金額のこういった賠償が九十数件年間にある。そうなった場合に、共済金を当然掛けているわけですから、その掛金とかというのはやっぱり変わってくるのですか、共済会というのは。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） 現時点では変わりません。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 年間90件というふうな質問あったと思うのですが、合併後90、これは交通事故と、それから物損含めてなのですが、90件ありましたということです。年間ではございません。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 総務課長にちょっとお伺いしたいのですが、私この間ちょっと聞いたとき90件という格好で報告あったわけですが、90件の中にはやはりこんな格好で人身事故というのが私あったと思うのです。例えば1週間でも2週間でも入院しているとか、通院しているとか。そういう医療費とかは、どんなふうに払っていました。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 一般的には、そんなに今回のような大きな人身事故はございませんでした。例えば50万円以下であれば、市長の専決で支払った。それから多少通院はありましたけれども、通院が完了して示談が成立して議員の皆様にご報告申し上げているということでございまして、今回のような前例が全くないものですから、何と比較してどうのこうのではないのですけれども、全て示談が成立して賠償金を支払ったり、その後物損があった場合には物損を支払ったということでございます。

○3番（本間善和君） ちょっと質問の仕方が悪かったのかな。

例えばこんな大きいのではないと思うのですけれども、小さいやつでも例えば医療費を払わなければならなかったというのあったと思うのです。そのとき通常であれば共済組合から直接その人のとき払ったのか、それとも既設の予算が補正しなくてもちっちゃい金額だから、既設の予算、予備費が何かで払っておいて共済から金を入れたのか、後ほど入れたのか、その辺のところちょっと細かいけれども、教えていただきたいと思ったのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） これまでは、治療が長くかかるような事例はたしかなかったと思うのですけれども、治療が終わった時点で1回で共済のほうからお支払いをしていたというのが、私の記憶の中ではそんなふうな対応だったというふうに記憶しています。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。2問目でいい。

○3番（本間善和君） 2問目という格好で多分それで結構だと思います。

それで、私この間も、これは市長のときちょっとお伺いしたいと思います。本当にこういう事故が報告が毎回議会あるたび出るものですから、先ほども答弁いただいたのですけれども、間違いなく今までこういう事故あるたびに市長並びに副市長から職員に対して、非常に手厳しい文書等が出たと思います。今回も出ていると思います。私、文書云々ではもうだめだということで、もう実行に移される、行動で動くというもう一つワンステップ進んだ取り組みをぜひとも特に副市長あたりをお願いして、行動でもうやってもらいたいと、そう思うのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほども申し上げましたとおり、私自身が怒りを持ってこのことについて、これからしっかりと取り組みを進めたいというふうに実は思っています。これまでもたび重なる交通事案が発生する都度、職員に注意喚起をしながら、職員の中から提案をしていただいて、公用車に目に見えるところに注意喚起を促すシールを張ろうという提案をいただきました。しかしながら、まだ我が村上市の公用車には一台も多分張っていないと思います。ですから、こういうことがいいことを提案しても、それが実行されないということに問題の一つもあるのだろうなというふうに思っておりますので、そのところは厳しく対応をこれからしていきたいというふうに思っております。行動に移せということでありますが、その行動がどれが一番ベストなのかということも含めて、これからしっかり考えたいと思っています。

○3番（本間善和君） 以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 今までの話を聞いていまして、今回は特別だということになるのかなと。というよりも、こういう事故の取り扱い方法は今回が初めてなのだろうということを言っているのだと思うのですけれども、取り扱い方法をこのたび事故の規模が大きいからということで、変な形で

特別扱いにすることというのは、果たしてどうなのだろうと。やはり一定の決まりの中で済済会に今までどおり任せているのであれば、済済会に任せる。先ほど姫路議員の話であれば、済済会のほうで即座に対応することも不可能ではないのだということでありまして、何か私は物損も含めてなのですが、やっぱり一つのルールの中で対処するようなことを決めていかないと、少なくない今まで90件、年間10件前後になるのでしょうかけれども、やはり決して少ないとは言えない事例だと思うのです。だから、そういうことを考えたとき、やっぱり一つの規定、ルールの中で対処することを決めないとおかしいと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） ごもったもなことだと思います。でありますので、これはもう既に議決をいただいた102号、103号にも該当するわけでございますが、やり方としてはどちらも間違っていないのですが、やはり102号、103号につきましては自治法上はやはり議会の皆様方に額の確定をした後にお支払いするというのは、これがセオリーなのだろうと思います。この追加議案につきましては、本来は額の確定した後に支払うべきなもの、それから先ほど何回も言っていますが、被害というか、事故に遭われた方の生活と入院費用を鑑みますと、先にお支払いする必要があるということで初めて概算払いの制度を使わせていただいたと。ですから、今後速やかに相手方に保険金なり、生活給付を支払わなければならないものについては、ほとんどの場合は済済会からではなくて、概算払いという格好で支払うのがセオリーなのかなというふうには思っております。ただ、済済会で払おうが、市が払おうが、最終的には議会の皆様方に損害額の額は幾ら幾らでしたよと、和解しましたという報告は、これは議決をいただくということになりますので、そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 今の総務課長の答弁もわかるのです。わかるのだけれども、一つの考え方として、それが済済会でできませんということであれば別なのだけれども、済済会でこういうケースも請け負いますよというのであれば、請け負わせてある程度和解の話し合いが当然済済会が中に入って進めていくわけですから、そういうものが見えたところで議会議決をとればいいので、早く今回の場合は概算払いのための議決をとるわけですがけれども、最終的にはこの案件に対して議決をとらなければいけないわけではないですか。だから、そういうことを考えるとやはり済済会という事業者をうまく活用するべきであって、ここでできないというのであればあれだけれども、さっきから財政課長も総務課長も済済会で相談をしたかもしれないけれども、済済会でできないという話は言われていないようなので、なぜそこまで話をしなかったのかなと、そこがちょっと気になっているのです。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 済済会の所管は財政課でございますが、私かわりに答弁させていただきます

ますが、実は各自治体、大きな自治体、政令指定都市も含めて照会しました。やはり議会の議決権を最優先すべきだろうということで、まず先に払ってしまうということではなくて、議会にこういう議案がありましたということで、明確にお知らせするのがまず1点必要だろうと。共済会は、払えないとか言っていない。だけれども、各自治体に聞きますと96条の第1項13号に載っているように、議決をした後にやっぱり払うべきだと。ただ、そうは言ってもその議決をする間、生活している方々おいでになるわけですので、ですから概算払いでそのために払ってしまうと、最終的に来年になるか、再来年になるかわかりませんが、和解をしましたと。損害賠償が例えば1,000万円とかというふうな額になりましたよということで議会の議決をお願いしたいということでございます。ですから、支払い方法をどうこうというふうなことではなくて、損害賠償の額が幾ら幾らになりました、和解しましたと、これは議決をいただくということでございます。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 私も理解しているつもりなのだけれども、だからいいですか。

今回のこの今の概算払いの方法が、これが当たり前だという形でこうなりますよというのであれば、それも一つの手法なのかもしれないけれども、やはり何回も言うけれども、共済会というものが中に介在しながら、民間の保険だってそうです。やっぱり事故のために、人身事故があったと、その方の入院、完治するのに長引くとなると、途中でやはり保険会社がみんな病院から何からみんな払っていきますよね。だから、その概算払いと同じことが共済会でもできるのでないかと。だから、できることをなぜさせないのかなと言ったらおかしいけれども、くどいようだけれども、そこをどうもいま一つすっきりしないというか、こうやって議会の議決をもらってやり方を102号、103号を踏まえて今後方法を変えていくのです、こういう方法に変えるのですというのだったら、それも一つの考え方なのかもしれないけれども、その辺が見えない中でただこの今回の今の補正予算については概算払い、今までない形の支払い方法、取り扱い、確かに事故の規模は大きいのかもしれないけれども、でも一定の基準、一定の考え方の中でものを進めないと、そのとき、そのとき変わってしまうのかなと、その取り扱いが、対処の方法が変わってしまうのでは、果たしてどうなのだろうということをちょっと心配しているので、これ以上質疑してもなかなか先に進まないようなので、言うことだけちょっと言わせてもらって、これで終わります。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） いろいろ答弁聞いている中ですっきりしないので、確認したいと思いますけれども、共済会で支払うまでは要するに相手側の状況の中で働けなくなって、その補償もしなければならぬ。また、病院に入院していれば入院費用を支払わなければならない、それはわかるのです。ですから、今までいろいろ聞いた中で私の感じなのだけれども、そこまで待っていると相手側に迷惑かけるのではないかというようなことで、要するにこの補正予算を出していつときも早く支払うという、それでいいですか、確認しますけれども。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それと、前にも議員のほうから話ありました電車でいったほうがいいとか、私も常々思っているのですけれども、今企業側ですと例えば現場の一人作業をさせないとか、運転にしっかり、体の状況悪い場合もあるので、そういった行いと申しますか、今ほど市長のほうからも答弁ありましたように実施していないというようなことで、今後そういったことを本格的に動いてやってもらいたいのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでもたびたび公用車、先ほど言いましたとおり公共交通機関優先なのです。ただ、研修とか会議の設定時間帯に応じて、ほかの業務もありますので、そこに合わせると公用車がいいという形になっているというふうに思っております。また、今議員からご指摘のありました複数でやれば相手を補完できるのでないかという部分でありますけれども、なかなかそれができればいいのですけれども、我が村上市にそれだけの人員の体力はないというふうに思っております。どうしても1人行かなければならない業務も当然あり得ると、研修もあり得るというふうに思っております。その中で安全をしっかり担保する仕組みを考えていきたいということで先ほど申し上げました。

○17番（木村貞雄君） はい、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

13番、姫路敏君。

〔13番 姫路 敏君登壇〕

○13番（姫路 敏君） お疲れのところ申しわけございません。反対の討論をいたします。是々非々で臨もうと思っております。

私は、今回の補正予算についてみれば、まだ和解もしていない、確かに交渉そのものは共済会にお願いしたということでございましょうけれども、和解も済んでいないものを概算で補正をとり、そしてお支払いする。2カ月分とかと先ほど言われておりましたが、これもしかしてまた半年、また1年となったときに、今後どうやるのだろうと非常に心配なところがございます。また、それについての補正かと、財産払いかと、繰り返し、繰り返し行って最後に和解したとしても、和解作業についてみれば共済会がやるにしても、和解が終わった後に共済会からそしてまた戻ってきたとしても、これはやっぱり保険屋さんのプロフェッショナルに最初から頼んでおくべきです。金額が大

小ではございません、やり方の問題でございます。

そして、何分にも先ほど言うように和解が終わっていないということは、どういうことが言えるかという、損害賠償額を定めることができないのです。定めることができないということは、イコール地方自治法96条、先ほど言いました1項の13号でございますが、我々の議決も得ないままに、そして予算執行がされていくということなのです。これは、どうひっくり返して考えてもおかしな議案です。私は、今ここでこの議案を可決するのではなくて、すぐにでも共済会にお願いして相手方に迷惑かからないように動いてくれよというのが、この村上市のスタイルだと思うのです。

今ある本当に851万6,000円で終わるのか、非常に心配なところがございます。一度こうやってやってみれば、交渉事は共済会がやっていくのしょうけれども、支払いについてみればまた財産払いが出てくるでしょう、恐らく先行って。私は、初めてのケースだからこそ、もう少しプロフェッショナルである専門機関の保険会社を利用するべきだと、何度も言います。

そもそも私ども民間で入っている自分の車のことも例えれば、損害保険会社をお願いしてある。もし事故起きて相手がけがする、入院するといったときに、私の財産をつぎ込んで、そこに一時的に立てかえ払いするなんていうのは聞いたことございません。やっぱり保険会社と連絡を密にして、しっかりと相手側に迷惑かからないような措置をしてもらうのが私だと思うのです、私の保険であれば。そういうことを考えれば簡単です。個人のことに置きかえればいいのです。立てかえ払いなんていうのは、私はそれ昭和初期の話ではないかなと、私はそういうふうに思います。やっぱり共済会をしっかり動かしてすぐにでも電話してやってくれというのが、私は村上市としてのあり方だと思っております。また、96条1項13号に抵触する部分もございますので、この議案そのものは瑕疵のある議案だといふふうに私は考えておりますので、申しわけございませんが、今回は反対とさせていただきます。

以上、反対討論終わります。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第132号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第132号は原案のとおり可決されました。

25分まで休憩といたします。

午後 4時14分 休憩

午後 4時26分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議員発議第7号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議員発議第8号 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第7号及び議員発議第8号を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いします。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） お疲れのところとは思いますが、もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

ただいま上程されております議員発議第7号及び第8号の2議案は、いずれも学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出であります。

本案は、去る9月15日に総務文教常任委員会の協議会において審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であります。会議規則第14条の規定により提出するものありまして、意見書の内容につきましては皆様配付の資料のとおりでございます。よって、説明は省略させていただきます。

第7号の意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

第8号の意見書の提出先は、新潟県知事であります。

いずれも賛成者は、小杉武仁議員、木村貞雄議員、稲葉久美子議員、大滝国吉議員、佐藤重陽議員、河村幸雄議員、鈴木いせ子議員、そして提出者は私、鈴木好彦でございます。

以上につきまして、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議員発議第7号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第8号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第9号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第9号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） ただいま上程されました議員発議第9号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出でございます。ちょっと理由を述べさせていただきたいと思います。

皆様ご承知のとおり、以前は道路特定財源がございました。これは、戦後日本の復興のために道路の整備は必要であるということで1952年6月、道路法、時同じくして道路整備特別措置法、これは有料道路法でございます。そして、これが一番大事なところでございますが、1953年、昭和28年6月でございますが、道路整備の財源等に関する臨時措置法を田中先生らによって議員立法され、ガソリン税が導入されたわけでありまして。そして、道路特定財源となって道路整備に充てたわけでございます。

ガソリン税は、1リットル28.7円でしたか。そして、その後自動車取得税、都市ガス税、自動車重量税、厳密に言うと自動車重量税というのは、道路財源とは認められていないそうでありますけれども、実際には道路財源に充てられてきたわけでございます。そして、田中内閣のときにおいて1リットル、さっき間違っていましたけれども、1リットル28.7円に25.1円を上乗せし、53.8円と

する暫定税率を導入をいたしました。期間は、2年間であったそうではありますが、30年以上も延長されて2007年の末まで続いたわけでございます。

しかし、2009年7月30日に道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等を一部改正する法律案の可決により、道路特定財源が廃止となったわけでございます。そして、いろいろありましたけれども、平成21年度よりは道路特定財源が全て一般財源化となりました。現在の道路予算は、道路整備事業費が国費が50%充てられておるわけでございますけれども、これではやはり地方の整備がまだまだ大事だということで5%、いわゆるかさ上げされて今日に至っているわけでございます。

ところが、この道路財特法というものが来年度3月31日をもって打ち切りとなるわけでございますので、この措置がなくなると市の財政負担が道路整備事業全体に大きな影響を与えるということで、本措置を30年以降も継続をするとともに、拡充、見直し等を措置するよう政府にお願いするものであります。

なお、新潟県会においては6月議会に、その他全国の市町村からは若干あるそうではありますが、今9月議会で他の市町村からの意見書も多く出されると予想されているわけであります。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。

賛成者は、川崎健二、同じく平山耕、同じく鈴木好彦、同じく川村敏晴、同じく小杉和也、同じく尾形修平、同じく小杉武仁、提出者は小林重平でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただけるようよろしく願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第10号 改正後の「組織的犯罪処罰法」を廃止することを求める

意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第10号 改正後の「組織的犯罪処罰法」を廃止することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議員発議第10号であります。こちらは改正後の組織的犯罪処罰法を廃止することを求める意見書の提出についてでございます。

内容について若干ご説明させていただきます。こちらは、テロ等準備罪処罰法案、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案が本年度6月15日朝の参議院本会議で自民、公明の与党と日本維新の会の賛成多数で可決成立いたしました。国会審議で明らかになったことは、市民生活が監視され、正当な表現活動まで大幅に制約されるおそれもあり、人権侵害、監視社会への不安は払拭されていません。また、犯罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則をねじ曲げ、思想、良心の自由を初めとする基本的人権を侵害する改正後の組織的犯罪処罰法は、紛れもない違憲立法でございます。

委員会での採決を見送り、中間報告という国会のルールをも踏みにじる行動に対し、世論調査でも審議が不十分、法案への理解が深まっていないとの回答が6割を超えているところでございます。

以上のような状況を勘案すれば、過去に3回廃案となった共謀罪と何ら変わるところがなく、我が国の刑法体系の原則を破壊し、憲法に定められる基本的人権をも脅かすおそれが高い法律を認めることはできません。

よって、改正後の組織的犯罪処罰法は直ちに廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するという案でございます。

提出先は、内閣総理大臣。

そして賛同議員は、竹内喜代嗣議員、稲葉久美子議員、そして提出者は私、本間清人でございます。

こちらの意見書に関しましては、近隣の市町村並びに全国市町村の中で、かなり採択をいただいている意見書ではございますが、ぜひとも皆様のご理解を賜り、意見書の提出をさせていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） お疲れさまです。

提出者に若干質問したいと思います。本法案に関しては、6月の言われたように15日に成立したわけですけれども、ニュース等でけんけんがくがくの議論があつたというのは、私の記憶の中にも

あるのですけれども、政府がなぜ提案したかということ、2020年の東京オリンピックに向けて国際的犯罪防止条約に加入するためだということをお願いして、提案理由として上げられたと思うのですが、その辺に関して提出者はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） そちらのことにしましては、恐らくテロ等準備罪、そういったものに関して、これからオリンピックも20年に東京開催となるわけですから、与党自民党、首相の意見はそういった形で進めてきました。ところが、この法律の内容等を見ますと、本当にテロリズム集団、その他の組織的犯罪集団の活用として、2人以上で重大な犯罪の実行を計画し、そのうち1人でも準備行為などをした場合、全員が処罰される可能性がある。そういったテロ等の準備罪を今この中で主張しているわけではありますが、本当に過去の共謀罪からの変更点から見ますと、犯罪主体をテロリズム集団、その他の組織的犯罪集団に限定する。計画の存在を必要とする。準備行為を必要とするという、前回の廃案になりました共謀罪と違う部分というのが出てきているわけではありますが、本当に中でありましてテロリズム集団、その他の組織的犯罪集団に対する法案なのか、本当にオリンピックに対する組織的犯罪を未然に防ぐのだという法律のことが明記されていないというのが、このテロ法の中の現状ではないかと思っております。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 今回成立したこの法案に関しては、対象犯罪は277というふうに規定されていますけれども、提出者のお考えの中で先ほど提案理由に述べられたものの中で、どのような部分に関しては一般市民に影響があるというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 一般の会社、市民団体もその対象になるのではないかという、そういう問題がございまして、政府のほうでは当初、テロ等準備罪では適用対象を組織的犯罪集団に限定したため、市民団体、労働組合、一般の会社は除外され、一般の人がテロ等準備罪の対象となることはあり得ないというふうに説明をしていたわけではありますが、ところがその後、法務省はもともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の統合の目的が犯罪を実行することとした団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たるとの見解を出した。

今尾形議員のほうから言われました277の罪の中には、組織的な威力業務妨害罪や強要罪など、市民団体や労働組合の取り締まりに使われる可能性が排除できない罪も含まれており、捜査機関の意図的な運用により、市民団体などに属する一般の人でもテロ等の準備罪の対象となるおそれがあるということを懸念しているわけでもあります。例えば例を挙げますと、昨年、参議院選挙のときに、たしか大分でしょうか、その選挙事務所の敷地内に所轄の警察官がカメラを設置したと、そういったものが当時単なる労働組合の集団がそういった犯罪組織集団と見られて、そういった行動をとった警察官でありますけれども、あれは謝罪をしました。しかし、この法律が成立する前でありました

ので、この法律が成立したにはああいうことも一片の見方によっては全て認められるというふうな判断になりますので、ちょっと恐ろしいなという部分がある。その辺が一般市民に及ぶ部分が若干懸念しているところであります。

○7番（尾形修平君） はい、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第10号について討論を行います。討論はございませんか。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） 簡潔に述べさせていただきます。

今回の意見書は、この成立しているテロ等準備の法律は国民の心の中を処罰対象とする法律であるということであります。当局の拡大解釈で幾らでも取り締まることができる。これでは、闇黒の密告社会が日本全体を覆ってしまうのではないかと心配されます。

そして、あの強行採決については直後の世論調査では約7割近い国民が、このようなやり方では国会のルールを無視したやり方で憲法違反ではないかという声が多数を占めていました。

この2点を持って賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議員発議第10号は否決されました。

動議の提出

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を提出することを求めます。

○議長（三田敏秋君） 賛成者は。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ただいま鈴木好彦君から意見書を提出することを求める動議が提出され、所

定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

会議時間の延長

○議長（三田敏秋君） 審議時間が延びますので、会議時間の延長をしますが、よろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開催し、本動議の取り扱いについてご協議願います。議会運営委員は、議長室にご参集ください。

午後 4時47分 休憩

午後 4時54分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本動議の取り扱いについてご協議をいただきましたので、議会運営委員長からその協議の結果について報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） ただいまの議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本動議の取り扱いについて、今ほど開催されました議会運営委員会での協議の結果を報告申し上げます。

本動議は、去る9月15日に開催されました総務文教常任委員会の協議会における陳情第5号の審査の結果をもとに意見書の提出を求めるもので、委員会での審査では意見の一致を見なかったものでございますが、意見書の提出の要件である所定の賛成者はそろっております。

また、この件については一議不再議には当たらないものと確認もとれております。これらのことから、本動議を新たに議題、議員発議第12号として直ちに日程に追加し、提出者から本動議の説明、質疑、討論の後、採決を行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） ご苦労さまです。

これは、今回全国森林環境税の議員連盟に入っている市町村が全部要望書出そうという形になったやつだということですよね。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（川村敏晴君） はい。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） それで、当市が一応森林環境税の議員連盟の会長がいるところで、陳情で何で全会一致にならなかったのか。つまり反対した方がいるということ、総務文教常任委員会の中で。

〔「そういうふうに聞いています」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第2 議員発議第12号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、本動議を日程に追加し、議題といたします。

議案を配付させますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（三田敏秋君） それでは、追加日程第2、議員発議第12号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） ただいま上程されました議員発議第12号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出につきましては……

○議長（三田敏秋君） それでは、説明を開始してください。

○4番（鈴木好彦君） それでは、途中からでありますけれども、説明を続けさせていただきます。

本意見書の提出につきましては、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

本案については、去る9月15日に総務文教常任委員会の協議会で陳情第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択に関する陳情についての審査が行われ、賛成意見のほかに地元が地元の山を整備することが基本であり、山の整備にお金がかかることは理解できるが、全国一律に税をかけることには問題があるとの反対意見があり、意見の一致を見ることはできませんでした。

しかしながら、地球温暖化対策はもはや一刻の猶予も許されず、加えて温室効果ガス削減が国際的約束として迫られる中、森林吸収源対策が着実に推進されることが極めて重要となっております。

さらには、国土の保全や水源涵養などは、都市部とか地方とかの個別の問題ではなく、広く受益の及ぶところであり、国民全体がひとしくその負担を追うべき問題であると認識され、全国的な展開が図られるべきものであります。

以上のことより、「全国森林環境税」の創設に関する意見書を提出することに賛同する有志により、本意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、小杉武仁議員、河村幸雄議員、大滝国吉議員、佐藤重陽議員、木村貞雄議員、鈴木いせ子議員、そして提出者は私、鈴木好彦でございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 済みませんでした。さっき議会運営委員会の委員長ではなくて、副委員長に聞く予定にしていたのですけれども。

私は、原則として陳情、国に上げる陳情とか、こういうものに関しては全会一致がやっぱり普通だと思います。ですけれども、今回の場合には総務文教常任委員会の協議会で反対された方がいるということですよ。私が一番心配しているのは、全国の森林環境税の議員連盟の事務局がこの村上市にありながら、そして今までその会長並びにいろいろな役員の皆さんが、いかにこの森林環境税の重要性を村上市議会の議員の皆様と共有しているというふうに思っていたわけ、私は、それがまずははっきり言って、この村上市から多分出ているのであると思うのだけれども、全部の330ぐらいのこの議員連盟に加盟している市町村がみんな要望書上げようというやさきに、当村上市議会の中で、委員会の中で反対者が出たということは非常にゆゆしき問題だと私は思うのですが、その辺に関して副委員長、どのような形で協議会でやられたのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 長谷川議員から私も本当に同じ気持ちでいるぐらいの熱い言葉をいただいたと思っているのですけれども、まずは委員会において否決されたという事実は確かでございます、かといってそのまま……

〔「否決でない」と呼ぶ者あり〕

○4番（鈴木好彦君） 言葉足らずで済みませんでした。一致を見なかったということについては、委員会として意見書を出せないという事態に陥ったわけでございます。

これについては、当市議会から議長を出している立場、それから……

〔「会長」と呼ぶ者あり〕

○4番（鈴木好彦君） 失礼しました。私ちょっと今までにない立場だったので、多少混乱しておりますけれども、事務局も担っている立場、これはやはりお願いしているという立場もございまして、ほかの市町村に対しての責任があると思います。ですので、本来ですと議員おっしゃるとおり、全会一致、これを出せば理想的なのでございますけれども、事実としてその事実がそれをなし遂げられなかったと、どうしても我々は責任を果たすために有志が集まって今回の提案になったという次第でございます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 確かにそういうふうな形で今進んだということのいきさつはわかりました。でも、私どもも村上市議会として私今の会派の前のときに、新潟県でも県税でやろうとしたときも、この国税が必ず通るからそれまで待ってくれということで、ある程度議会でも通らなかったいきさつがあります。

今こういうふうにこの村上市議会の協議会の中で意見の一致を見なかったなんていうことが、全国の議員連盟の中で知れ渡ったら、いかにこの要するに提案、つまり要望、陳情が村上市議会としてまとまっていないのではないかというふうに言われるのが物すごく私としては心外なのです、はっきり言って。ですから、やるのだったらやっぱりもう少し委員会の中でも全会一致になれるような形で国のほうに要望しようと、陳情をしようということになるのが私は当然だと思います。それを指摘して終わります。

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 今総務文教常任委員会の協議会でいわゆる意見の一致を見なかったと、お互いに了承できなかったということで、それでまず意見書として有志で出すのだと、総文のメンバーがそろって有志として出ているのですが、ものの考え方は人それぞれでございます。したがって、みんな一つになれるということは保証はできません。したがって、私はなぜ請願で出さなかったのか。これは、おごりだと思います、一つの。いわゆる出せば通るのだろう、出せばみんな行けるだろうと、だって村上市議会に会長がいるのではないかと。出して当たり前だろう、通って当たり前だろうという当たり前があって今みたいな状態になっていると思うのです。請願で最初から出すべきであったと思うが、どうですか、提出者は。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） ちょっとお尋ねしますが、これがきょうこの席で請願を出すべきだったかということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 請願というのは、最初からこの意見書として出したいということでの、総務文教常任委員会で議案としてまず付託されるわけです。議案で総文で反対者いたとしても、賛成多

数であればそれは通るし、最終日このような形の中でやるわけです。ですから、イデオロギーいろんな方いらっしゃいますので、考え方は思想がいっぱいあるので、それを一つにまとめるということとはできません。ですから、私は何ほいいこと言たって姫路が嫌いだったら全然通らないし、同じようなことが言えます。ですから、一つ一つの事柄を考えたときには請願で出すべきだろうということが今後のいろんな部分での課題になるのですけれども、提出者からしてみればそれはどう思いますと聞いているのです。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 私は、実はこの陳情を出した立場でもございませんし、受けてその審議会に行って諮った立場でございますので、その質問については答えを用意しておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） それは、そこに座っているのが総文の委員長の鈴木いせ子さんが、その報告をしての答弁ならそれでいいのです。あなたが提出者なのです、これは。あなたが書いたのです、これ。あなたが詳細を理解してものを言っているのです。そして、だからこの質問についてみれば、それを配慮すればよかったとかなんとかって、あなた自身の考え方をそこで述べてもらえばいいのです。そのことについてみれば知らないとかではなくて、どうなのですか。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） そこまでの思慮というものには、私はおりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 全然質問の答えになっていないので、いいです。

それと、この請願の内容を見ると私はもう少し記のところを具体的なものを出すべきだろうと、いわゆる趣旨のところの中段から下段までの部分をそのまま記とあるでしょう、下のほうに。要望の中の中心的な場所に持ってきただけではないですか。

いろいろあるのですが、例えば岐阜県議会の私、インターネットでちょっと引っ張り出したら、すばらしいなと思ったのですけれども、これは21市の中で13市が市長さんが連名しています、自治体として。促進連盟に、議員連盟ではないです。自治体の促進連盟に入っている、約62%の自治体が岐阜県は入っている。岐阜県議会では、一つ一つのことがどういうふうに当たっているかというところ、その記のところ「地方が継続的に森林の整備、保全に取り組めるよう安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を創設すること」ということを求めて言っているわけです。創設に当たっては、岐阜県としてみれば地方税もやっておりますので、各府県で導入されている独自の森林環境税制度とすみ分けて明確化してくださいと。いわゆるこういうふうに具体的に述べているのです。何の芸もない、本当にただ指定になったから頼むと、いわゆる結論を得るとなったことに早期導入を求めると、もう少し具体的なことを書いてもらわないと、これ賛同できないです、私も現実的には。その辺のところは、そういうふう記述する考え方というのは全くなかったのですか。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 私の知識の及ばないところは多々あったかと思えますけれども、この提案書、この中身あることが皆さんにご審議いただくことかなと思いましたので、その意見書を提案するに当たって、私なりの考えを述べさせてもらったということです。

○議長（三田敏秋君） 3回終わった。

○13番（姫路 敏君） 何か答弁が合わないからあれですけども、やめれっちゃではなくてもうちよっと待ってください。

○議長（三田敏秋君） 3回終わっている。

○13番（姫路 敏君） 3回目ですよ、これ。

それで、全国で今1,741市町村のうち森林環境税関係で自治体として創設しているのは627、36.5%、森林環境税促進連盟に入っているの。環境税の議員連盟が1,741のうち353ですよ、20.5%。新潟県でも入っていないところが、逆に言うと市で入っているところが20市のうち11市しかないのです。私は、もっともっと広めていって、そして地方税として取りかかってもということを含めて、そのかわり国が応援するみたいな形でも、この意見書は書けたはずだと思うのです。またそれ言うと私はわかりませんと言うかもしれないですけども、そういうことも一つ今後こういう意見書出すときには考えていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） ご指導いろいろありがとうございます。できるだけそういうふうに努力したいと思います。

○13番（姫路 敏君） よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 済みません、お疲れさまです。

1点だけ。委員会で通らなかったから、陳情通らなかったから今度は議員発議でという、その手法が余り俺もどうなのだろうという部分はちょっと感じているのですが、それはそれとしてこの文章の中に「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設」というふうに書いてあります。これ、当然一生懸命町村の方々がこの取り組みをしているときに、都市部の方が反対していたのです。例えば東京であるとか、だから大都市のほうはこの連盟に余り積極的に参加しなかった。そのことについて、これを今度均等にというふうな、これどうしても私も大切な税制だと思うので、心情的には賛成しなければいけないのだけれども、ただこういう文章を書いてあったときに、都市と地方の格差という部分に関しては今どようになっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 私の認識では、この温暖化対策、これは都市とか地方も関係ないはずですし、

それから国土保全についても確かに荒れているのは地方かもしれませんが、国土保全というのは全国的な課題であるし、水源涵養については都市でもそれは必要であろうと、そういうことを整備しようという目的があるわけでございますので、広く平等に負担すべきではないかなと、そういう考えでこういう表現に至っています。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） それで、いろいろな県だけで取り組んでいる県税としているところに関しては、結局全国にしてもそういう温度差がいっぱいあるものだから、ただ県内ではやはりこの地域だって山北地区とか、この村上の中でも森林の面積が非常に大きいわけではないですか。だから、それを県で取り組んで、県税として取り組もうという部分が先になっているところが非常に多いわけですよ。その辺はどういうふうに感じているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 県単位あるいは各市町村といいますか、特例市というのですか、で動いているということについては私もおなじり知っておるのですけれども、先ほど説明しましたこの問題が日本全国にひとしく影響すると、日本全国が問題とすべきことであろうという観点から、やはりひとしく平らに負担すべきものと、私はそのように理解しております。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第12号について討論を行います。討論はございませんか。

賛成の討論ですか、反対の討論ですか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 大変お騒がせいたしました申しわけありません。総文で反対したのは、私だったものですから、陳情が届かなかったということになります。

私も議員になる前は、この議員連盟ということも知りませんでしたし、ただ山が荒廃している、その様子は私、関川村の山の中で育ってきましたので、その移り変わりというのはよく知っているつもりです。それで、この陳情が出てきまして、こういうのもあるのだ、そして総文の委員長から村上から発信して24年間も頑張ってきたという事実も聞きました。それがあのですが、しかしそれにまた共産党の議員が今まで賛成してきたという経緯もあります、事実だと思えます。だけれども、私今現在共産党として反対の立場であるということで、私も反対いたしました。

それで、反対の立場で討論に参加させていただきますが、日本全国森林、この地域でも私たちの

育っているところでも広大な森林を持っていること事実です。さまざまな原因で森林の荒廃が広がっている、これは山を見れば現実だと思えます。これを放置すれば森林の持つ広域的な機能が失われると。先ほどから言われています温暖化の問題もそうだと思います。真剣な取り組みが必要になるということも多く国民が認めております。森林を荒廃させている大きな原因、政府自民党の長年にわたる外材依存政策によって林業そのものが成り立たなくなってきた。伐採の中止や手入れをしたくてもできない現状があることも重要な事実です。日本共産党は林業、材木産業を山村地帯の産業として大事にして国産材の利用促進を、輸入の抑制による林業の再建をとということで、そういう内容で政策を出してきました。自然環境を守り伝える上で、公的な施策を強化することはとても大切なことです。しかし、政府の森林整備予算を年々減らしてきております。

私は、夫が林野に勤めていたのですけれども、あの林野の職場の中で何十人かいた職員が今はばらばらしかいない、その事実を見ただけでもわかると思えます。その財源のための今まで減らしてきた、政府で減らしてきた分を私の税金から取り上げて、その財源のために増税にするということについて私は反対したいと思えます。

再来年には消費税10%にもなるということですので、森林を深めるための別口の増税について反対ということで、反対の討論に参加させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論を許します。

11番、川村敏晴君。

〔11番 川村敏晴君登壇〕

○11番（川村敏晴君） 市政クラブの川村敏晴でございます。私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。時間も迫っていますので、簡単に述べさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

皆様もご承知のとおり、この意見書は平成25年度にも同様の趣旨で村上市議会の皆様の全員のご同意をいただき提出をさせていただいたものでございます。意見書の趣旨についても既にご理解をいただいております。先ほど来皆さんから非常に内容についてのご指摘も頂戴しておりますが、村上市の議員の皆様にはしっかりとその趣旨をご理解いただいているものと、このように考えております。

村上市のように地域内に大きな面積の森林資源が多くありながら、国産材の疲弊から林業離れが進み、個人の所有する林野の整備が滞り、国産木材の林業経済の危機を迎えている地域が日本国内に数多く存在しております。そして、またこの林業離れが国内林野の荒廃を生み、地球温暖化の大きな要因になっているとも言われております。森林は、地球内の二酸化炭素濃度の上昇を抑える役目を担っているとも言われており、これはもう皆様もご承知のことと思えます。森林の荒廃は、二酸化炭素の吸収を低下させることや森林から豊富なミネラルを含んだ清流が地下浸透したり、川上から川下に流れ出る、そのことによって生きるものの不可欠な水分として吸収をされているわけで

あります。そして、その清流の沿線の田畑を潤し、最終的には肥沃な海洋水として海の生物に育成に重要な好影響をもたらしているものでございます。

我が国日本は、国全体が海に囲まれ、自然豊かな国土を有しており、森林が生み出す恩恵ははかり知れないものがございます。このような環境を守り続けることと、森林面積の多い地方の地域経済の疲弊をストップさせるためにも、国民全員がそのための努力をすることは重要な責務であると、このように感じております。一日も早く国税として安定した財源のもと、国内森林資源を整備し、その資源を有効に活用することは国益にもかなっていることであり、国民の利益にもつながることと思っております。国民にひとしく課税されることへの懸念を唱える方々がございます。私たちが税金として徴収される住民税や所得税には低所得者、生活困難者への非課税や減税といった軽減措置がなされているところでございます。森林の持たない大都市の方々から低所得者や生活困窮者のこのような課税についての反対の意見が出ておりますが、どうか我々森林を有する地方議会におきましては、このような意見にのみ込まれないようにしていただきたい、このように思っております。

どうか村上市議会の皆様の手で、この村上市の大切な森林資源を守るために、森林環境税の創設を国に要望する重要な意見書の提出のご理解をいただきまして、皆様をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） 清流会であり、ミスター自由民主党であります小林重平でございます。

今意見書が提出されまして、その提出に対してのいろいろな提出者との、また議員からのやりとりを聞いておりました。いろいろ問題点もあったかにも思っておりますけれども、まずもってこの森林環境税の大切さというのは皆さんご理解をいただいているのだろうと私は思っております。

その中で反対、それは個人の考えありますし、党の方針でもあるでしょうから、反対は結構でありますけれども、ただ政府与党である我が自由民主党に文句を言われれば、私は黙っているわけにはいきませんので、やはり一言言わせてもらいたいと思います。

今本当に日本の森林というのは、言うまでもなく大変荒廃をしているわけでありまして。それは、とりもなおさず森林が整備が足りていないということでございます。また、先般九州で災害がございました。結果的には、森林の整備がおくれているから、ああいう大災害をもたらしているわけでありまして。そして、反対討論の中で政府の森林予算が減っていると言いましたけれども、決してそ

ういう意味ではなくて、ではしからば減っているのであれば何とか我々の手で、これを国税として認めてもらおうということで、この森林環境税を創設の努力をしているわけであります。どうかその辺をご理解いただいて、我が村上市は発祥の地でありますから、そういった意味で私は賛成をするものであります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） ほかに賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第12号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。

なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成29年第3回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、長期間にわたり、大変、大変ご苦労さまでございました。

午後 5時32分 閉会